

# 点検評価ポートフォリオ 福島県立医科大学

2024年5月



## はじめに

本学は、1871年に設立された白河医術講義所に始まり、その翌年移転して開設された須賀川医学所という本県初の近代西洋医学教育機関を淵源とする。

この須賀川医学所から福島医学校へ移転・変遷し、1944年に直接の前身となる福島県立女子医学専門学校が創立され、それを基盤として1947年に旧制医科大学が開学した。

本学は、当初、医学部医学科のみの単科医科大学であったが、大学院医学研究科、看護学部看護学科、大学院看護学研究科を順次開設し、2021年には、保健科学部を開設、2023年には、別科として助産学専攻を開設し、医療系総合大学として県民の保健・医療・福祉に貢献する学識や技術、高い倫理性を備えた医療人の育成を行っている。

また、2011年に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により甚大な被害を受け、未だ復興の途上にある福島県において、本学は基幹医療機関として「県民のこころと体の健康を長期的に見守り、福島復興の中核となる」という新たな歴史的使命を果たすため、2012年に「ふくしま国際医療科学センター」を立ち上げた。同センターには、県民の健康の見守り、先端研究の推進と産業復興、高度医療の提供という3つの目標を掲げ、放射線災害を含む複合災害に対応できる医療人の育成や、県民の健康状態を把握し、将来にわたる健康の維持・増進を図るための「県民健康調査」の推進、国際原子力機関（International Atomic Energy Agency : IAEA）や国際放射線防護委員会（International Commission on Radiological Protection : ICRP）、世界保健機関の緊急被ばく医療国際専門家会議（Radiation Emergency Medical Preparedness and Assistance Network : WHO-REMPAN）など、国際機関や各国の関係機関との連携によって得られた科学的知見を世界に発信するなど、新たな「教育・研究・診療」にも取り組んでいる。

本学は、2006年に地方独立行政法人化して以降、中期目標・中期計画・年度計画に基づき業務の運営に当たっており、毎年度、年度計画の自己点検、福島県公立大学法人評価委員会による評価を受けて継続的に業務運営の改善・見直しを行うことで、質の保証に取り組んできた。

2024年度からは、新たに第4期中期目標・中期計画に基づく運営がスタートした。第3期中期目標・中期計画下の業務運営において生じた改善すべき点や、社会情勢の変化を検証し、本学が今後果たすべき役割を明記しており、大学の魅力を向上させるべく取り組んでいくこととしている。

本学は、2010年、2017年に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（2010年は前身）による大学機関別認証評価を受審し、いずれにおいても大学設置基準をはじめとした関係法令に適合し、同機構が定める大学評価基準を満たしていると認定されている。

さらに、2020年には、一般社団法人日本医学教育評価機構による医学教育分野別評価を受審した結果、評価基準に適合していることが認定されたが、部分的適合として指摘された事項に関しては、速やかに見直しを行うとともに、毎年度、年次報告書にまとめている。

今回、3回目の大学機関別認証評価を受審するにあたり、本学の内部質保証の体制を検証、自己評価し、本ポートフォリオをまとめた。この自己評価作業及び2025年3月の評価結果を基に、地域に根ざし、世界へ飛躍する大学として、より一層の教育研究水準の向上を目指していきたい。



## 目次

大学の概要	2
大学の目的	5
<b>I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料</b>	<b>7</b>
イ 教育研究上の基本となる組織に関する事 (①大学)	8
(②大学院)	10
ロ 教員組織に関する事 (①大学)	12
(②大学院)	14
ハ 教育課程に関する事 (①大学)	16
(②大学院)	18
ニ 施設及び設備に関する事	20
ホ 事務組織に関する事	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	28
リ 財務に関する事	30
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事	32
<b>II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料</b>	<b>35</b>
取組み1 「教育の実施・改善サイクルについて【学習成果】」	
取組み2 「研究力の向上に関する取組みについて」	
取組み3 「医学部優秀教員表彰の取組みについて」	
取組み4 「看護学部における附属病院をはじめとした臨床との連携に関する取組み」	
取組み5 「保健科学部における県内施設と連携した臨床実習指導水準向上の取組み」	
<b>III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料</b>	<b>43</b>
取組み1 「チーム医療を核とした3学部共同で実施する授業について」	
取組み2 「福島と災害についての学びを提供する取組みについて」	
取組み3 「県民健康調査の取組みについて」	
取組み4 「看護学の教育・研究のレベルアップを図る取組みについて」	
取組み5 「長崎大学との共同大学院における災害・被ばく医療の人材育成に関する取組みについて」	
認証評価共通基礎データ	51

## 大学の概要

### (1) 大学名

福島県立医科大学

### (2) 所在地

光が丘キャンパス：福島県福島市光が丘1番地

福島駅前キャンパス：福島県福島市栄町10番6号

### (3) 学部等の構成

学 部：医学部、看護学部、保健科学部

研 究 科：医学研究科、看護学研究科

別 科：助産学専攻

附属施設：附属生体情報伝達研究所、附属放射性同位元素研究施設、附属実験動物研究施設

関連施設：附属病院、会津医療センター、総合科学教育研究センター、医療人育成・支援センター、  
ふくしま国際医療科学センター、臨床研究イノベーションセンター、ふくしま子ども・  
女性医療支援センター、看護師特定行為研修センター、地域医療支援センター、学術情  
報センター、大学健康管理センター、国際交流センター、医療研究推進センター

### (4) 学生数及び教職員数（2024年5月1日現在）

学 生 数：2,004名（学部生：1,717名、大学院生267名、別 科 20名）

教職員数：2,640名（教 員： 787名、事務職員277名、技術職員1,576名）

### (5) 理念と特徴

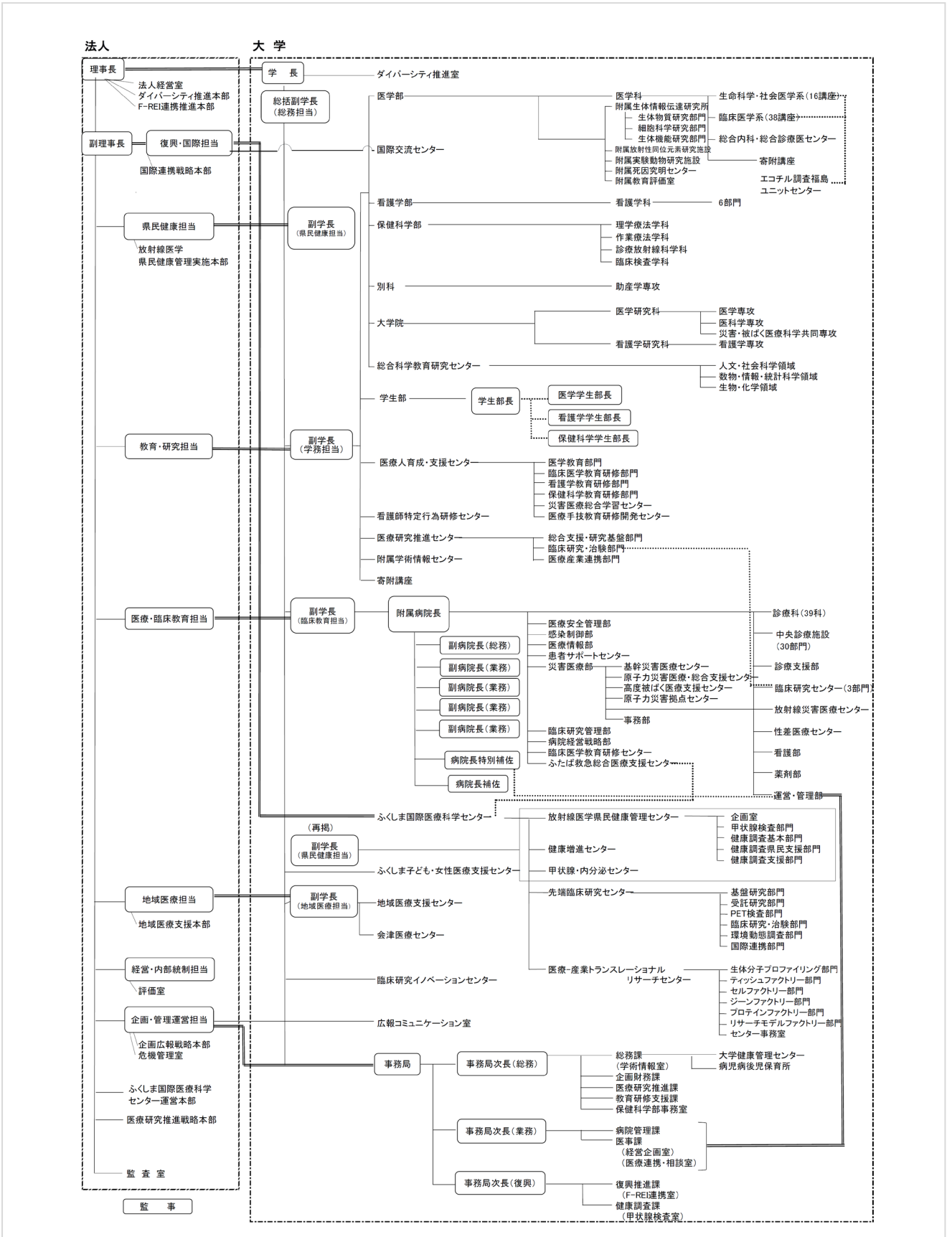
福島県立医科大学は、県民の保健・医療・福祉に貢献する医療人の教育および育成を目的に設立された大学である。同時に、研究機関として、不断の研究成果を広く世界に問いかけるという重要な使命を担っている。

もとより医療は、すべての医療人が共に手を携えて、すべてのひとのいのちと健康の問題に真摯に向き合い、その未来を拓く営為である。その基盤とすべきところは、個人の尊厳に対する深い配慮と、高い倫理性である。

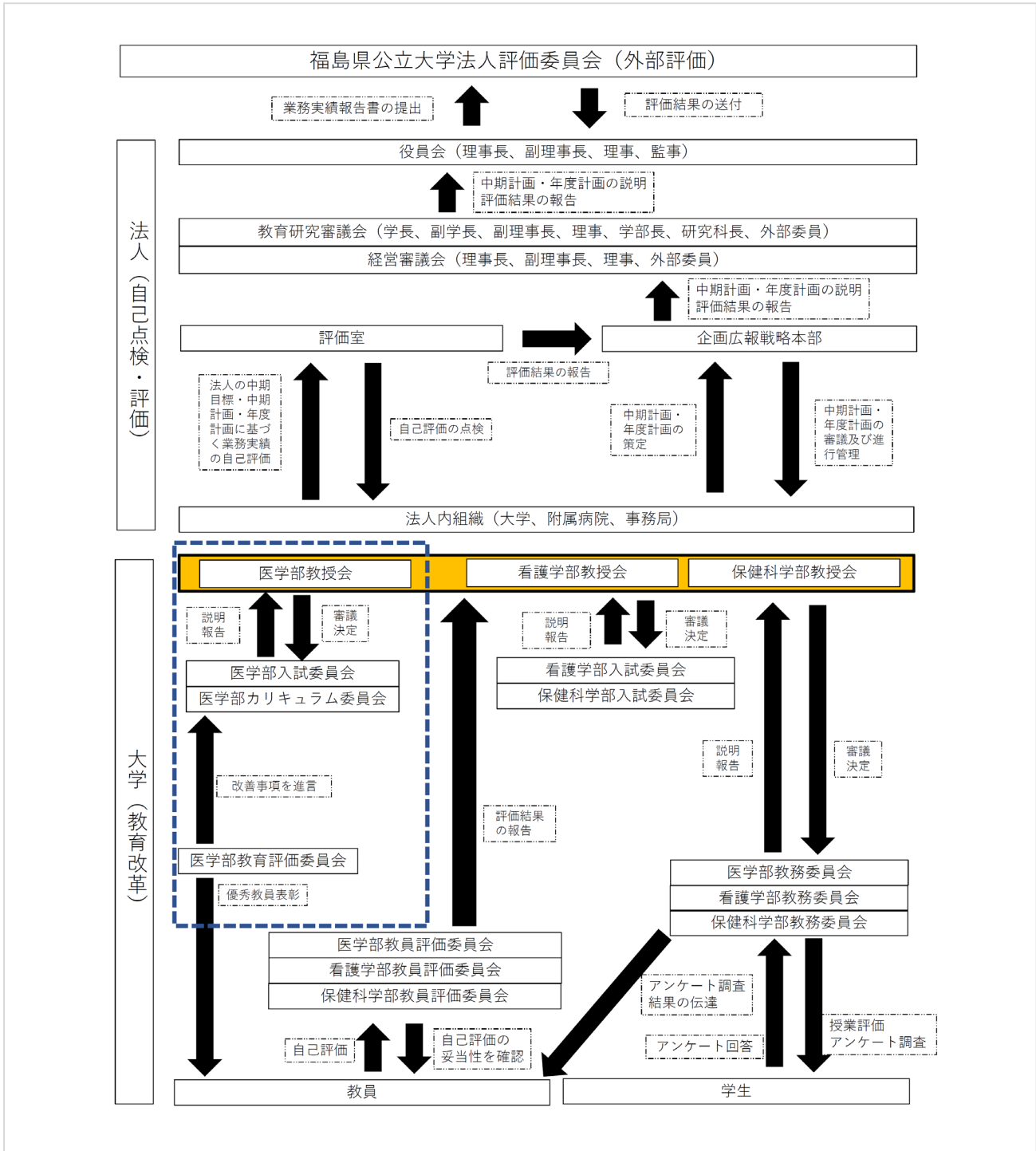
福島県立医科大学は、以下に掲げることを本学の理念として、教育、研究および医療を幅広く推進していくものとする。

- 1 ひとのいのちを尊び倫理性豊かな医療人を教育・育成する。
- 2 最新かつ高度な医学、看護学および保健科学を研究・創造する。
- 3 県民の基幹施設として、全人的・統合的な医療を提供する。

(6) 大学組織図



(7) 内部質保証体制図





## 大学の目的

### (1) 学則

#### 福島県立医科大学学則

(目的)

第1条 福島県立医科大学（以下「本学」という。）は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）、教育基本法（昭和22年法律第25号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び公立大学法人福島県立医科大学定款に基づき、広く一般的教養を養い、医学、看護学及び保健科学に関する学理及びその応用を教授研究し、人格を陶冶し、社会の福祉と文化の向上発展に寄与することを目的とする。

#### 福島県立医科大学大学院学則

(本学大学院の目的)

第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、医学及び看護学に関する研究を遂行する能力や専門性の高い実践能力を有する研究者及び専門職者を育成することを目的とする。

### (2) 東日本大震災後の新たな使命について

2011年に発災した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本学は、従来の目的に加え、「県民のこころと体の健康を長期に見守り、福島復興の中核となる」という歴史的使命を与えられた。

このため、2014年6月に策定した「福島県立医科大学ビジョン2014」において、建学の原点を再確認するとともに、福島の復興と県民の健康を守るため、本学が果たすべき役割を提示し、その実現への決意を表明した。

#### 【福島県立医科大学ビジョン2014 ー忘れない。そして希望の未来を拓くー (抜粋)】

- 1 「私たちは福島復興を牽引します。  
全ての県民の復興が達成される日まで支え続けます。」
- 2 「私たちは福島復興を担う優れた医療人を育成します。  
高度な知識、技術と高い倫理性を備えた医療人を育てます。」
- 3 「私たちは優れた価値ある研究成果を世界に向かって発信します。  
本学に課せられた歴史的使命を果します。」
- 4 「私たちは県民の健康長寿を実現します。  
高水準の医療の提供と根拠に基づく疾病予防に取り組めます。」
- 5 「私たちは持続的に進化する大学を創ります。  
ここに集うすべての人々の思いに応えられる大学を目指します。」



## I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

# イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

## (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 目的</p> <p>本学は、理念として「ひとのいのちを尊び倫理性豊かな医療人を教育・育成する。」「最新かつ高度な医学、看護学および保健科学を研究・創造する。」「県民の基幹施設として、全人的・統合的な医療を提供する。」を掲げている。</p> <p>この理念のもと、大学学則第1条において本学の目的を「広く一般的教養を養い、医学、看護学及び保健科学に関する学理及びその応用を教授研究し、人格を陶冶し、社会の福祉と文化の向上発展に寄与することを目的とする」と定めている。</p> <p>また、第4期中期目標においても「医療人の育成、医学・看護学・保健科学の分野における研究と研究者の育成、保健医療の提供等を通して、医学・看護学・保健科学の発展に寄与するとともに、県民の保健・医療・福祉の向上に貢献することを使命」とし、教育・研究・地域貢献等7つの基本目標が設定され、学内外と緊密な連携を図り、状況の変化に柔軟に対応しながら、法人を挙げてその実現を目指している。</p> <p>2) 学部等の組織</p> <p>本学は、医師としての基本的知識・技術・態度、問題解決能力を備え、生涯にわたり学ぶ意欲を持ち、併せて、地域社会に貢献し、様々な分野で活躍する医師を育成する医学部（医学科）を、また生命の尊厳を理解できる感性と人間性を備え、社会の変化に対応した健康課題を認識し、併せて、保健医療福祉にかかわる広い領域で活躍する看護専門職者を育成する看護学部（看護学科）を、さらに、豊かな人間性と倫理観を備え、生涯にわたり知識や技術を学び続ける意欲を持ち、併せて、地域社会に貢献できる専門医療技術者を育成する保健科学部（理学療法学科、作業療法学科、診療放射線科学科、臨床検査学科）を置くことを定めている（大学学則第2条）。</p> <p>また、別科を置くことを定めている（大学学則第2条の2）。</p>	<p>3) 収容定員</p> <p>収容定員は学則第2条において学部・学科ごとに定めている。</p> <p>入学者数については、欠員や過度の超過が生じないように各学部の入学試験委員会と教授会で厳正に審査し、決定している。現在、実入学者数が入学定員を大幅に超える又は下回る状況にはない。</p> <p>各学部の収容定員、在籍学生数、収容定員充足率等については、認証評価共通基礎データを参考のこと。</p> <p>4) 名称</p> <p>医学部・看護学部は、医師及び看護専門職者の育成という目的に即した名称としており、また、保健科学部は、養成する人材が、保健・医療・福祉分野において重要な役割を担う医療者であり、いのちと健康を守り、かつ、生涯にわたって学習・科学する意欲を持ち続ける専門医療技術を育成する目的に即した名称としている。</p> <p>【参考】(各学科の入学定員と収容定員、入学者数(2024年度)と学生数(2024年5月1日時点))</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>学部等</th> <th>学科等</th> <th>入学定員</th> <th>入学者数</th> <th>収容定員</th> <th>学生数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医学部</td> <td>医学科</td> <td>130</td> <td>130</td> <td>780</td> <td>803</td> </tr> <tr> <td>看護学部</td> <td>看護学科</td> <td>84</td> <td>84</td> <td>348</td> <td>339</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">保健科学部</td> <td>理学療法学科</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>160</td> <td>159</td> </tr> <tr> <td>作業療法学科</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>160</td> <td>157</td> </tr> <tr> <td>診療放射線科学科</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>臨床検査学科</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>160</td> <td>159</td> </tr> <tr> <td>別科</td> <td>助産学専攻</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	学部等	学科等	入学定員	入学者数	収容定員	学生数	医学部	医学科	130	130	780	803	看護学部	看護学科	84	84	348	339	保健科学部	理学療法学科	40	40	160	159	作業療法学科	40	40	160	157	診療放射線科学科	25	25	100	100	臨床検査学科	40	40	160	159	別科	助産学専攻	20	20	20	20
学部等	学科等	入学定員	入学者数	収容定員	学生数																																									
医学部	医学科	130	130	780	803																																									
看護学部	看護学科	84	84	348	339																																									
保健科学部	理学療法学科	40	40	160	159																																									
	作業療法学科	40	40	160	157																																									
	診療放射線科学科	25	25	100	100																																									
	臨床検査学科	40	40	160	159																																									
別科	助産学専攻	20	20	20	20																																									
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。																																													
優れた点	理念・目的を実現するために十分な教育研究組織を備えている。																																													
改善を要する点	特になし。																																													

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料 (リンク)
	<b>教育基本法</b>	
①	<b>第七条 (大学)</b> 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学学則 第1条 (目的)</a></li> </ul>
	<b>学校教育法</b>	
②	<b>第八十三条</b> 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同上</li> <li>・ <a href="#">大学 Web ページ 大学紹介 (福島県立医科大学の理念)</a></li> </ul>
	<b>大学設置基準</b>	
③	<b>第二条 (教育研究上の目的)</b> 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学 Web ページ 医学部の教育理念等 看護学部の教育理念等 保健科学部の教育理念等</a></li> </ul>
④	<b>第三条 (学部)</b> 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学学則 第2条 (学部、学科及び学生定員) 第2条の2 (別科)</a></li> </ul>
⑤	<b>第四条 (学科)</b> 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学学則 第2条 (学部、学科及び学生定員)</a></li> </ul>
⑥	<b>第五条 (課程)</b> 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	(該当なし)
⑦	<b>第十八条</b> 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ <a href="#">入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学学則 第2条 (学部、学科及び学生定員)</a></li> <li>・ <a href="#">別科学則 第3条</a></li> </ul>
⑧	<b>第四十条の四 (大学等の名称)</b> 大学、学部及び学科 (以下「大学等」という。) の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学学則 第2条 第2条の2</a></li> <li>・ <a href="#">別科学則 第2条</a></li> </ul>

# イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（②大学院）

## （１）自己点検・評価の実施状況

<p>1) 目的 大学院の目的は、教育基本法、学校教育法及び大学院設置基準を踏まえ、大学院学則第2条に「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、医学及び看護学に関する研究を遂行する能力や専門性の高い実践能力を有する研究者及び専門職者を育成することを目的とする」と定めている。</p> <p>2) 組織 大学院学則第3条第2項において、医学・医療の発展に自立して寄与する研究者及び専門職者を育成するとともに、新しい医学の創造を行うことを目的として、医学研究科のうち博士課程に医学専攻、修士課程に医科学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻を置くことを定め、同条第3項において看護の質の向上に寄与する看護専門職者を育成するとともに、看護学の創造と発展に貢献することを目的として、看護学研究科に博士前期課程・博士後期課程（ともに看護学専攻）を置くことを定めている。</p> <p>3) 収容定員 本学は一般的な大学院とは異なり、講義の開始時間が夕方～夜間であることから、仕事を持ちながら学ぶことを前提にしたものになっているため、社会情勢に大きく左右される形となっている。 特に、収容定員は大学院学則第8条（経過措置中のため附則にも記載あり。）に研究科ごとに定められており、例年、入学者数は入学定員を下回っている。 【医学研究科】 医科学専攻については、医学以外の専門分野を学んだ学部卒業生が対象であるが、他学部の卒業生・中退者が医学部1年生として入学する傾向があり、医学研究科より医学部再入学を選択するという受験生の動向が影響している可能性が考えられる。災害・被ばく医療科学共同専攻については、入学希望者が減少している。 なお、医学専攻については、秋入学者等全学生数に対して定員を見直したところである。 また、将来博士課程に進学を希望する医学部生のため、学部在学中に博士課程に準ずる教育・研究の機会を先取りし、大学院進学時に優遇措置があるMD-PhDプログラムを2011</p>	<p>年度から創設しており、この制度を利用してこれまでに12名が進学している。</p> <p>【看護学研究科】 2022年に博士後期課程を開設し定員の充足に努めている。</p> <p>4) 名称 医学研究科及び看護学研究科は、1)の目的に即した名称にしており適切である。</p> <p>【参考】 (各研究科の入学定員と収容定員、入学者数(2024年度)と学生数(2024年5月1日時点))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研究科</th> <th>課程</th> <th>専攻</th> <th>入学定員</th> <th>入学者数</th> <th>収容定員</th> <th>学生数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">医学研究科</td> <td>博士課程</td> <td>医学専攻</td> <td>60</td> <td>24</td> <td>194</td> <td>222</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">修士課程</td> <td>医科学専攻</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>20</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>災害・被ばく医療科学共同専攻</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>20</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">看護学研究科</td> <td>博士前期課程</td> <td>看護学専攻</td> <td>15</td> <td>11</td> <td>30</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>博士後期課程</td> <td>看護学専攻</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入学者数の推移) ※10月入学を含む</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研究科</th> <th>課程</th> <th>専攻</th> <th>2020年度</th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">医学研究科</td> <td>博士課程</td> <td>医学専攻</td> <td>48</td> <td>57</td> <td>32</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">修士課程</td> <td>医科学専攻</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>災害・被ばく医療科学共同専攻</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">看護学研究科</td> <td>博士前期課程</td> <td>看護学専攻</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>博士後期課程</td> <td>看護学専攻</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	研究科	課程	専攻	入学定員	入学者数	収容定員	学生数	医学研究科	博士課程	医学専攻	60	24	194	222	修士課程	医科学専攻	10	2	20	7	災害・被ばく医療科学共同専攻	10	1	20	10	看護学研究科	博士前期課程	看護学専攻	15	11	30	23	博士後期課程	看護学専攻	2	2	6	5	研究科	課程	専攻	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	医学研究科	博士課程	医学専攻	48	57	32	39	修士課程	医科学専攻	6	6	7	6	災害・被ばく医療科学共同専攻	8	6	5	7	看護学研究科	博士前期課程	看護学専攻	8	8	4	7	博士後期課程	看護学専攻	-	-	2	1
研究科	課程	専攻	入学定員	入学者数	収容定員	学生数																																																																							
医学研究科	博士課程	医学専攻	60	24	194	222																																																																							
	修士課程	医科学専攻	10	2	20	7																																																																							
		災害・被ばく医療科学共同専攻	10	1	20	10																																																																							
看護学研究科	博士前期課程	看護学専攻	15	11	30	23																																																																							
	博士後期課程	看護学専攻	2	2	6	5																																																																							
研究科	課程	専攻	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度																																																																							
医学研究科	博士課程	医学専攻	48	57	32	39																																																																							
	修士課程	医科学専攻	6	6	7	6																																																																							
		災害・被ばく医療科学共同専攻	8	6	5	7																																																																							
看護学研究科	博士前期課程	看護学専攻	8	8	4	7																																																																							
	博士後期課程	看護学専攻	-	-	2	1																																																																							
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。																																																																												
優れた点	理念・目的を実現するために十分な教育研究組織を備えている。																																																																												
改善を要する点	入学定員を満たしていないため、充足率の向上を図る必要がある。																																																																												

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p><b>第九十九条</b>            大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。            ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学院学則 第2条</a></li> </ul>
	大学院設置基準	
②	<p><b>第一条の二（教育研究上の目的）</b>            大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学院学則 第2条</a></li> </ul>
③	<p><b>第二条（大学院の課程）</b>            大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。            2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学院学則 第4条</a></li> <li>・ <a href="#">大学院学則 第5条</a></li> </ul>
④	<p><b>第三条（修士課程）</b>            修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。            2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。ことができる。            3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学院学則 第4条</a></li> <li>・ <a href="#">大学院学則 第5条</a></li> <li>・ <a href="#">大学院学則 第6条</a></li> </ul>
⑤	<p><b>第四条（博士課程）</b>            博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。            2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。ことができる。            3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。ことができる。            4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。            5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。ことができる。</p>	
⑥	<p><b>第五条（研究科）</b>            研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学院学則 第3条</a></li> </ul>
⑦	<p><b>第六条（専攻）</b>            研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。            2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学院学則 第4条</a></li> <li>・ <a href="#">大学院学則 第5条</a></li> </ul>
⑧	<p><b>第十条（収容定員）</b>            収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。            2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。            3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学院学則 第8条</a></li> </ul>
⑨	<p><b>第二十二條の四（研究科等の名称）</b>            研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学院学則 第3条</a></li> <li>・ <a href="#">大学院学則 第4条</a></li> <li>・ <a href="#">大学院学則 第5条</a></li> </ul>

## ロ 教員組織に関すること (①大学)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 教授会          本学では、組織及び運営規程第 16 条及び学部ごとの教授会規程に基づき、医学部・看護学部・保健科学部に教授会を設置し、規程の制定や改廃、教育課程の編成、学生の入退学、試験、卒業、学位の授与、その他教育研究に関する重要事項の審議を行っている。          各教授会は、各学部の教授（看護学部においては教授及び准教授）をもって組織し、毎月 1 回定例の教授会を開催するほか、必要に応じて臨時の教授会を開催している。</p> <p>2) 教員組織          本学の教育研究実施組織は、組織及び運営規程により定められている。主として、医学部、看護学部及び保健科学部により構成され、それぞれの学部事務を掌理するため、学部長を置いている。          医学部に、生命科学・社会医学系 16 講座、臨床医学系 38 講座、総合内科・総合診療医センター、附属生体情報伝達研究所 3 部門、附属放射性同位元素研究施設、附属実験動物研究施設、附属死因究明センター及び附属教育評価室、また、寄附講座を設置している。          看護学部に、生命科学部門、基礎看護学部門、母性看護学・助産学部門、小児・精神看護学部門、成人・老年看護学部門及び地域・公衆衛生看護学部門の 6 部門を設置している。          保健科学部に、理学療法学科、作業療法学科、診療放射線科学科、臨床検査学科の 4 学科を設置している。          教員と事務職員等の役割分担の下、事務局教育研修支援課及び保健科学部事務室が各学部における教務事務を所掌し、教員と協働して業務を行うことで、教育研究に係る組織的な連携体制を確保している。</p> <p>3) 教員の構成、人数          2024 年 5 月 1 日現在、医学部においては、教授 56 名、准教授 36 名、講師 53 名、助教 117 名、計 262 名の専任教員のほか、助手 142 名、非常勤講師 201 名が在籍している。          看護学部においては、教授 9 名、准教授 8 名、講師 10 名、助教 10 名、計 37 名の専任教員のほか、助手 3 名、非常勤講師 20 名が在籍している。保健科学部においては、</p>	<p>教授 19 名、准教授 11 名、講師 11 名、助教 19 名、計 60 名の専任教員のほか、助手 1 名、非常勤講師 153 名が在籍している。これらは、大学設置基準を上回る教員数である。</p> <p>4) 授業科目の担当          医学部の授業科目は 105 科目すべてが必修もしくは選択必修であり、このうち責任者が専任の教授または准教授であるのは 94 科目（89.5%）である。          看護学部においては、必修科目 66 科目のうち 48 科目（72.7%）が専任の教授または准教授を責任者としている。          保健科学部においては、全学科合計で 289 科目の必修・選択必修科目を設置しており、このうち 261 科目（90.3%）が専任の教授または准教授を責任者としている。保健科学部において、現時点で開講している科目については、計画どおりに専任教員を配置しており、今後開講予定である 2024 年度後期開講科目についても、適切に配置することを予定している。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>教育に必要な教員数を十分に確保している。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>特になし。</p>



## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p><b>第九十三条</b> 大学に、教授会を置く。</p> <p>② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</p> <p>③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">公立大学法人福島県立医科大学組織及び運営規程 第16条（教授会）</a></li> <li>・ <a href="#">福島県立医科大学医学部教授会規程</a></li> <li>・ <a href="#">福島県立医科大学看護学部教授会規程</a></li> <li>・ <a href="#">福島県立医科大学保健科学部教授会規程</a></li> <li>・ <a href="#">大学学則 第4条</a></li> </ul>
	大学設置基準	
②	<p><b>第七条（教育研究実施組織等）</b> 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 省略 3 省略 4 省略 5 省略</p> <p>6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、<a href="#">学校教育法第九十二条</a>、<a href="#">大学設置基準第十三条・第十四条・第十五条・第十六条・第十七条</a>を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">公立大学法人福島県立医科大学組織及び運営規程 第3条（学部）等 第5条（事務局等） 第7条（名称等）</a></li> <li>・ <a href="#">医学部教授適任者選考規程</a></li> <li>・ <a href="#">医学部教員の採用・昇任選考規程</a></li> <li>・ <a href="#">看護学部教員適任者選考規程</a></li> <li>・ <a href="#">保健科学部教員適任者選考規程</a></li> </ul>
③	<p><b>第八条（授業科目の担当）</b> 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。</p> <p>2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p> <p>3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学 WEB ページ キャンパスカレンダー 福島県立医科大学研究者データベース</a></li> </ul>
④	<p><b>第十条（基幹教員数）</b> 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。</p> <p>※ 基幹教員の数については、<a href="#">大学設置基準別表第一・別表第二</a>を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学学則 第2条（学部、学科及び学生定員）</a></li> <li>・ <a href="#">大学要覧</a></li> </ul>

③及び④については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

## ロ 教員組織に関すること（②大学院）

### （１）自己点検・評価の実施状況

<p>1) 研究科委員会</p> <p>大学院課程の教育活動に係る審議組織としては、医学研究科委員会とその下部組織である医学研究科運営検討委員会、看護学研究科委員会を置いている。</p> <p>医学研究科委員会は、同研究科の授業または研究指導を担当する主指導教員によって構成され、研究科に係る規程等の制定改廃、学生の教育、厚生補導、学位の授与等に関することを審議している。医学研究科運営検討委員会は、医学研究科委員会委員長・副委員長、各専攻長、医学研究科分野主指導教員等で構成され、教育の基本方針、教育課程の編成及び授業科目、学生の入退学、研究科委員会から付託された事項等を審議している。</p> <p>看護学研究科委員会は、同研究科の博士前期課程の研究指導科目を担当し各領域を代表する教員及び博士後期課程の研究指導科目を担当する研究指導教員をもって構成されており、研究科に係る規程等の制定改廃、予算、学生の教育、厚生補導、学位の授与等に関することを審議している。</p> <p>2) 教員組織</p> <p>大学院の研究指導教員には、大学院学則第9条に定めるように、教授、准教授、講師等があたりとされている。</p> <p>医学研究科における研究指導教員及び研究指導補助教員は、医学専攻（博士課程）で219名、医科学専攻（修士課程）で87名、災害・被ばく医療科学共同専攻（修士課程）で18名が配置されている。看護学研究科博士前期課程（看護学専攻）においては、26名、博士後期課程においては13名が配置されている。いずれも、大学院設置基準第9条の規定に基づく大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数（平成11年文部省告示第175号）を満たしている。</p>	
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>関係法令に則り、適切に組織している。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>特になし。</p>

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p><b>第八条（教育研究実施組織等）</b>            大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。            2 省略            3 省略            4 省略            5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。            6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。            7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。            8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合には、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">公立大学法人福島県立医科大学組織及び運営規程</a>  <a href="#">第4条（大学院）</a>  <a href="#">第5条（事務局等）</a>  <a href="#">第7条（名称等）</a></li> <li>・ <a href="#">大学院学則</a>  <a href="#">第9条</a></li> <li>・ <a href="#">大学院医学研究科委員会規程</a></li> <li>・ <a href="#">大学院医学研究科運営検討委員会規程</a></li> <li>・ <a href="#">大学院看護学研究科委員会規程</a></li> </ul>
②	<p><b>第九条（教育研究実施組織等）</b>            大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。            一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者            イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者            ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者            ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者            ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者            二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者            イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者            ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者            ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者            2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第七十五号を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学院学則</a>  <a href="#">第9条</a></li> <li>・ <a href="#">医学部教授適任者選考規程</a></li> <li>・ <a href="#">医学部教員の採用・昇任選考規程</a></li> <li>・ <a href="#">看護学部教員適任者選考規程</a></li> </ul>
③	<p><b>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織）</b>            研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第七十六号を参照すること</p>	(該当なし)

## ハ 教育課程に関すること (①大学)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 入学者選抜</p> <p>本学では、いのちに対する尊厳や倫理性の育成、医学、看護学及び保健科学の研究・創造、県民の基幹施設としての医療提供、という本学の理念に基づき、大学全体の入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)のほか、各学部においてそれぞれにアドミッション・ポリシーを定めている。</p> <p>各学部では、それぞれ入学試験委員会を組織し、入学者の募集、入学者選抜試験の実施教科・科目、問題作成、試験の実施に関する審議、受験者の合否判定を行っているほか、入学試験の調査分析及び制度検討を行っている。また、時代の変化に伴い生じる入学者選抜の方法等の検討課題について、各種入試データ及び入学後の成績、卒業状況等を分析して改善を図っている。</p> <p>2) 教育課程の編成・授業等</p> <p>本学の教育理念、教育目標に基づいて、大学全体の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を定め、その実現のため教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を策定していることに加え、さらに、各学部の特色に応じてそれぞれに教育理念等を定めている。</p> <p>医学部では、教育理念・目標として「心・知・技・和・地」を掲げ、患者に寄り添う医療人、保健・医療・福祉に貢献できる医師・医学研究者を育成するために、医学教育モデル・コア・カリキュラムに提示された教育内容に発展的科目群をらせん型に配置し、1-6年次にわたる体系的な一貫らせん型カリキュラムを構築している。同カリキュラムでは、総合科学系科目、生命科学・社会医学系科目、臨床医学系科目からなる全人的医療人教育を基盤とし、それら科目を緊密に行き来しながら、融合した総合教育科目を成長・習得度に合わせ6年間を通して繰り返し発展的に学ぶ。地域で学ぶ機会を1年次から段階的に設けるとともに、臨床研修・専門研修につながる一貫した臨床実習によって臨床実践能力を養うカリキュラムを構成している。</p> <p>増大する医学的知識に対応するためには、能動学習を継続する姿勢の修得が必須であることから、縦横に統合型の講義・実習を取り入れ、また能動的プログラムを十分に確保することで、学生の自己研鑽能力を高めて生涯学習の姿勢を培う。</p> <p>看護学部では、教育理念として「豊かな感性と高い倫理観を持ち、ニーズに対応しうる実践能力を備えた看護専門職者の養成」を掲げ、看護の対象となる人間の理解を深めるため、心</p>	<p>理学や生活と科学、人間関係論などについて学ばせている。</p> <p>また、倫理性を高める生命倫理、人間の身体機能と病態を理解するための病態栄養学、薬物治療学のほか、表現力を培うための外国語や、社会の理解を深めるための医療と法、感性を高めるための美術などの一般教養も学んだのち、看護の基本となる科目や看護実践の基盤となる科目、応用となる科目、看護の実践、看護を統合する科目と段階を踏んで学び、実践能力を確実に身に付けさせている。</p> <p>東日本大震災後10年の年に開設した保健科学部では、教育理念として、「東日本大震災と福島第一原子力発電所事故の経験を活かし、高い倫理観と豊かな人間性を備え、地域住民のニーズに応えるとともに、広く社会に貢献しうる専門医療技術者(理学療法士、作業療法士、診療放射線技師及び臨床検査技師)を養成する。」を掲げている。</p> <p>学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを実効性のあるものにするため、4学科それぞれにおいてもディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定め、同ポリシーに沿って授業科目を設定している。また、4学科それぞれの「4年間の学びのイメージ」を図式化することで、学生が各授業科目の位置づけを理解しやすくするように努めている。</p> <p>さらに、2024年度から医学部・看護学部・保健科学部の3学部が連携し合同講義を行う等、今般医療の現場で重要視されているチーム医療につながる取組みをはじめたところである。</p> <p>3) 成績評価基準・卒業判定基準</p> <p>授業科目の成績評価については、学則及び履修規程により定めている。平常の学習状態、諸記録、レポート、試験等により総合的に評価することとしているが、授業科目ごとに授業形態や内容を考慮した評価方法を設定し、シラバスに明示している。授業科目ごとに定める学習目標の達成度に応じた成績評価を行っているが、評価の客観性を高めるため、評価区分を適用する際の判断基準を明確化するべく検討を進めている。各科目の成績評価は、科目の責任者が行い、単位認定及び進級の判定は、各学部の教務委員会の議を経て、教授会が行っている。学生は、成績評価に関して異議がある場合に、異議を申し立てることができる。</p> <p>成績評価の客観性、厳格性をさらに高めるため、各学部の教務委員会において全授業科目の成績評価分布を確認し、適切性を検討している。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学部、看護学部、保健科学部が連携して教育する体制。</li> <li>・現場での実習を早期から段階的に配置し、「臨床実践能力」を重視したカリキュラム構成。</li> </ul>
<p>改善を要する点</p>	<p>特になし。</p>

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p><b>第二条の二（入学者選抜）</b>            入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、<b>学校教育法第九十条を参照すること</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">大学学則 第6章（第12条～第19条）</a></li> <li>・<a href="#">大学 Web ページ 入試情報（学部）</a></li> </ul>
②	<p><b>第十九条（教育課程の編成方針）</b>            大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。</p> <p>※ <b>学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">大学学則 第20条</a></li> <li>・<a href="#">大学 Web ページ 医学部（カリキュラムの特徴）</a></li> <li>・<a href="#">看護学部（カリキュラムの特徴）</a></li> <li>・<a href="#">保健科学部（カリキュラム図 理学療法・作業療法・診療放射線・臨床検査）</a></li> </ul>
③	<p><b>第二十条（教育課程の編成方法）</b>            教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">大学学則 第20条</a></li> </ul>
④	<p><b>第二十一条（単位）</b>            各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">医学部履修規程 第2条、第6条、別表1～別表4-3</a></li> <li>・<a href="#">看護学部履修規程 第2条、第3条、別表1</a></li> <li>・<a href="#">保健科学部履修規程 第2条、第8条、別表1</a></li> </ul>
⑤	<p><b>第二十三条（一年間の授業時間）</b>            一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">大学 Web ページ 医学部時間割</a></li> <li>・<a href="#">看護学部時間割</a></li> <li>・<a href="#">保健科学部時間割</a></li> </ul>
⑥	<p><b>第二十三条（各授業科目の授業時間）</b>            各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">大学 Web ページ 医学部時間割</a></li> <li>・<a href="#">看護学部時間割</a></li> <li>・<a href="#">保健科学部時間割</a></li> </ul>
⑦	<p><b>第二十五条（授業の方法）</b>            授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">大学学則 第21条の2</a></li> </ul>
⑧	<p><b>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等）</b>            大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ <b>卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七条を参照すること</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">医学部履修規程 第9条</a></li> <li>・<a href="#">看護学部履修規程 第7条、第8条</a></li> <li>・<a href="#">保健科学部履修規程 第13条、第14条</a></li> <li>・<a href="#">大学 Web ページ 医学部時間割</a></li> <li>・<a href="#">看護学部時間割</a></li> <li>・<a href="#">保健科学部時間割</a></li> <li>・<a href="#">キャンパスカレンダー（シラバス）</a></li> </ul>
⑨	<p><b>第二十七条（単位の授与）</b>            大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">大学学則 第22条</a></li> </ul>
⑩	<p><b>第二十七条の二（履修科目の登録の上限）</b>            大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	

## ハ 教育課程に関すること (②大学院)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 入学者選抜</p> <p>いのちに対する尊厳や倫理性の育成、医学・看護学の研究・創造、県民の基幹施設としての医療の提供、という本学の理念に基づき、大学全体の入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)のほか、5 つに分けられる課程・専攻ごとにアドミッション・ポリシーを定めている。</p> <p>大学院においては、各研究科委員会が入学試験の分析及び制度の検討を行っている。研究指導などの過程を通して、入学者受入方針に沿った学生の受入れがなされているかを確認するとともに、面接を通して入学者受入方針に沿った学生の獲得にフィードバックしている。</p> <p>2) 教育課程の編成・授業等</p> <p><b>【医学研究科】</b></p> <p>博士課程(医学専攻)は、医学部を卒業した学生を中心とし、医学部以外からの学生にも広く門戸を開放して医学を極めることを目的とすることから、「専門医研究者コース」「高度医学研究者コース」の2コースを設置し、専門医を志向する学生と、先端医学を学習し研究者を目指す学生という異なるニーズに対応してカリキュラムを編成している。</p> <p>修士課程(医科学専攻)は、医学以外の専門分野を学んだ多様な知識的背景や発想を持つ人々に、集中的に医科学を教授し、学術的な知識を統合させることによって、医学・医療に関連した多彩な分野で活躍できる人材の育成を目指して「総合医科学プログラム」と「社会科学プログラム」を設置し、学生の大半を占める社会人のニーズに沿って授業を夕方以降に開講するように変更した。</p> <p>修士課程(災害・被ばく医療科学共同専攻)は、放射線災害を含む災害医療に対応できる人材の育成という社会のニーズに応えるため、「医科学コース」「保健看護学コース」の2コースを設置し、被ばく医療学・放射線健康リスク制御学で実績を持つ長崎大学と、東日本大震災を経験し災害医療分野での実績と貴重な経験を有する本学が共同して災害・被ばく医療科学に特化したカリキュラムを編成している。</p> <p><b>【看護学研究科】</b></p> <p>博士前期課程(看護学専攻)は、看護の質の向上を目的とし、高度な専門知識・技術に基づいた質の高い看護の実践、援助方法や臨床看護研究方法論の開発、さらに看護職が専</p>	<p>門職としてのキャリアを伸ばしていくことができるような看護教育方法の開発を通して、看護学の構築に貢献することを目指し、学生のキャリアプランに応じて「研究者コース」「CNS コース」「助産師養成コース」の3コースを設置している。</p> <p>博士後期課程(看護学専攻)は、博士前期課程で学んだ専門知識や研究の成果を実践の場に還元できる研究者や指導者の育成を目指し、人々のニーズに応える新規性の高い独創的なケアと、それらを適時適切に人々に届けるケアシステムを創造し、その有効性を検証し、応用・発展させる方法論について教育・研究することを目的とする実践開発看護学領域として開設した。カリキュラムは、高度専門人材の育成を目的とすることから、①各領域の専門的知識・技術を修得するための専門科目、②幅広い学識を深めるための選択専門科目、並びに③論文作成の指導等を行う研究指導科目の構成としている。</p> <p>3) 成績評価基準・修了認定基準</p> <p><b>【成績評価基準】</b></p> <p>大学院における授業科目の成績評価及び単位修得の認定については、大学院学則及び各研究科履修規程に定められている。</p> <p>医学研究科医学専攻(博士課程)、医科学専攻(修士課程)及び災害・被ばく医療科学共同専攻(修士課程)においては医学研究科運営検討委員会を経て医学研究科委員会が、看護学研究科(修士課程)においては看護学研究科委員会が、単位認定及び修了認定の最終審議を行っている。</p> <p>各研究科においては、大学院学則、各研究科履修規程及びシラバスに明示した評価方法に従って成績判定を行い、各授業担当者により提出された成績評価は最終的に、医学研究科長及び各専攻長または看護学研究科長が確認し、研究科委員会で承認している。学生は、成績評価に関して異議がある場合に、異議を申し立てることができる。</p> <p><b>【修了認定基準】</b></p> <p>医学研究科各専攻、看護学研究科ごとに定められたディプロマ・ポリシーに基づき、学位論文の審査体制を整えている。大学院学則第13条に定められているとおり、所定の年限以上在籍し、所定の単位を修得し、博士論文または修士論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件としており、これを満たした者が、学位規程に基づき学位を授与される。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	研究科内でもコースを設定する等細かなニーズに対応した教育課程を編成している。
改善を要する点	特になし。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p><b>第一条の三（入学者選抜）</b>            入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学院学則 第19条～第23条</a></li> <li>・ <a href="#">第28条</a></li> <li>・ <a href="#">大学 Web ページ 入試情報（医学研究科）</a></li> <li>・ <a href="#">入試情報（看護学研究科）</a></li> </ul>
②	<p><b>第十一条（教育課程の編成方針）</b>            大学院は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。            2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、<a href="#">学位規則第十三条</a>を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学院学則 第11条、別表1（医学研究科）</a></li> <li>・ <a href="#">別表2（看護学研究科）</a></li> </ul>
③	<p><b>第十二条（授業及び研究指導）</b>            大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。            2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学院学則 第9条</a></li> </ul>
④	<p><b>第十三条（研究指導）</b>            研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。            2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学院学則 第9条</a></li> <li>・ <a href="#">医学研究科履修規程 第5条</a></li> <li>・ <a href="#">看護学研究科履修規程 第5条</a></li> </ul>
⑤	<p><b>第十四条の二（成績評価基準等の明示等）</b>            大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。            2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、<a href="#">大学院設置基準第十六条・第十七条</a>、<a href="#">学位規則第三条・第四条</a>を参照すること</p> <p>※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、<a href="#">学校教育法施行規則第172条の2第3項</a>を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学院学則 第13条</a></li> <li>・ <a href="#">第13条の2</a></li> <li>・ <a href="#">第18条</a></li> <li>・ <a href="#">学位規程 第3条</a></li> <li>・ <a href="#">大学 Web ページ 大学院</a></li> </ul>
⑥	<p><b>第十五条（大学設置基準の準用）</b>            大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第五十五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学院学則 第6条～第28条</a></li> </ul>

## 二 施設及び設備に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 校地・校舎、附属施設、施設・設備等

本学は、福島市内に2つのキャンパス及び附属病院を有し、医学部附属研究施設等を加えた校地面積は458,684m<sup>2</sup>、校舎面積は230,192m<sup>2</sup>であり、これらの土地・建物・所在地の情報は本学Webサイト掲載の大学要覧にて公表している。大学設置基準で定められた校地面積は大学設置基準の約4.9倍、校舎面積は約3.6倍となっており、適正規模の教育研究施設及び附属病院を確保している。

施設名	現状		大学設置基準	
	校地面積(m <sup>2</sup> )	校舎面積(m <sup>2</sup> )	基準校地面積(m <sup>2</sup> )	基準校舎面積(m <sup>2</sup> )
学部・校舎等	95,488	72,314	17,080	27,759
附属病院	75,455	89,727	75,455	36,100
小計	170,943	162,041	92,535	63,859
その他	287,741	68,151		
合計	458,684	230,192	92,535	63,859

光が丘キャンパスは、講義室、演習室、実習室のほか、共用の学習施設として、附属学術情報センター(図書館、展示館、コンピュータ室)、情報処理演習室、語学学習のためのLL教室、講堂等を備えている。また、厚生補導施設として大学健康管理センター、学生食堂、学生ホール、体育施設(体育館、武道館、グラウンド、野球場、テニスコート、弓道場、アーチェリー場、プール)を備えている。

福島駅前キャンパスには、保健科学部の運営に必要な講義室、実習室、研究室、図書室、保健室、学生自習・控室を備えているほか、保健科学部の学生が光が丘キャンパスに移動するためのシャトルバスを運行している。

施設・設備のバリアフリー化については、ほとんどの棟に昇降機が設置されているほか、要所にスロープや多目的トイレを整備しており、特に、患者さんなど不特定多数の方が利用する附属病院棟においては、円滑に利用できるよう配慮した整備がなされている。

#### 2) 附属図書館

附属学術情報センターには図書館機能として光が丘キャンパスの「図書館」と、2021年に保健科学部開設の際に設置された「福島駅前キャンパス図書室」の2施設がある。

附属学術情報センターの運営は「福島県立医科大学附属学術情報センター規程」に基づき、本学の教職員、学生等の利用に供するため、教育、研究、診療及び学習に必要な学術情報の収集、整理、保存を行うこととしており、センター長以下センター運営委員会委員(図書展示部会員)が、図書館の企画及び運用等に関する重要事項の審議を行い、専門職員が業務を行っている。

光が丘キャンパスの図書館は、閲覧席238席、個室7室、PC26台、2023年度の入館者数8.7万人、総貸出数9.4千冊、福島駅前キャンパス図書室は、閲覧席121席、PC2台、グループ学習室2室とラーニングコモンズコーナーを設置、2023年度の入室者数2.3万人、総貸出数2千冊である。

通常開館以外に時間外利用を実施しており、光が丘キャンパスは平日の朝6時から夜11時まで、土日祝日は朝9時から夜7時まで、福島駅前キャンパスは授業期間の平日に閉室後から夜10時までとしている。いずれも多く利用されている。(福島駅前キャンパスは2023年度から実施。)

図書・学術雑誌等の教育研究上必要な資料は、資料整備方針を作成して計画的に購入しており、各学部からの推薦を受けて購入している。福島駅前キャンパス(保健科学部)は完成年度である2024年度に向けて、資料の充実と環境整備に努めている。そのほか学生・教職員からの購入希望をネットワークから随時受け付けている。

学術雑誌は、大半を電子ジャーナルとし、データベース等を含めて、適宜学内アンケート調査を実施し、学内の重要度とニーズを確認し購読を進めている。

蔵書検索や電子ブック、電子ジャーナル、データベース等は学内LANとVPN接続により会津医療センターや、学外からも利用可能である。

学内研究者の成果物である論文を無償公開する機関リポジトリを設置、コンテンツは2千点(2024年3月現在)、2023年度のアクセス数は44万6千件と利用が伸びている。

図書館利用や図書資料についての意見・要望を、館内の投書箱やWebフォームによって随時受け付けることで、利用者のニーズを把握し、図書館の運営に役立っている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	教育に必要な学習環境を十分に整備している。
改善を要する点	特になし。



## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p><b>第三十四条（校地）</b> 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。</p> <p>二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学要覧</a></li> </ul>
②	<p><b>第三十五条（運動場等）</b> 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学要覧</a></li> </ul>
③	<p><b>第三十六条（校舎）</b> 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</p> <p>2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること ※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学要覧</a></li> </ul>
④	<p><b>第三十八条（教育研究上必要な資料及び図書館）</b> 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p> <p>2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学 Web ページ</a> <a href="#">附属学術情報センター</a></li> </ul>
⑤	<p><b>第四十条（機械、器具等）</b> 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">大学 Web ページ</a> <a href="#">医療人育成・支援センター</a> <a href="#">福島駅前キャンパス</a></li> </ul>

③については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

## ホ 事務組織に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 事務組織</p> <p>本学は、組織及び運営規程に基づき総務・企画、会計、施設及び学生部に関する事務を処理するため、事務局を設置している。事務局は事務局長の下、9課室5課内室等で組織されており、各学部や大学院、学生部の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、本学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備等の業務を行っている。</p> <p>2021年4月、各学部共通の業務を行うため教育研修支援課に学生総務係を設置し教務事務体制を強化するとともに、保健科学部が所在する福島駅前キャンパスに保健科学部の教務事務を所掌する保健科学部事務室を設置している。</p> <p>2) 厚生補導の組織</p> <p>厚生補導は学生の組織については、平時においては各キャンパスの事務局として教育研修支援課及び保健科学部事務室を設置し対応しているが、新たな事象や重要な案件等審議を要する場合は、学生部学生生活委員会を開催し、もっと全学的な学生の修学、生活及び経済的問題に関する事項についての方針を定め、組織的に学生支援を実施している。</p> <p>また、学生及び教職員の健康の保持増進を図ることを目的に健康管理センターを設置し、来所する学生に対する健康相談、急病・怪我等の応急措置、必要に応じて学校医の診察又は病院の紹介、メンタルヘルスに関する相談、専門医・臨床心理士による相談を行っている。</p> <p>そのほか、学生の定期健康診断や、B型肝炎、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘の抗体陰性者全員にワクチンを接種し、臨床実習に伴う感染対策を行っている。</p> <p>3) 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制</p> <p>本学では医学部、看護学部、保健科学部の枠を越えて、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師などの医療人を育成し、その成長をシームレスに支援していく横断的組織として、「医療人育成・支援センター」を設置している。</p> <p>当該センターは、各学部や段階に応じた対応を図ること</p>	<p>ができるよう6つの部門に分かれている。</p> <p>医学教育部門は医師として求められる十分な知識、基本的技能、態度、プロフェッショナルとしての心構えを身に付けて卒業できるよう、教育資源・環境の整備と必要な教育プログラムの企画・実施を、臨床医学教育研修部門は臨床研修における研修プログラムの企画・調整などを、看護学教育研修部門及び保健科学教育研修部門は、各医療職のスキルアップを目的とした地域医療従事者への教育研修会の開催や高校生に対する広報活動などを、災害医療総合学習センターは放射線災害医療に関するセミナー等の開催を、医療手技教育研修開発センターは手術手技に関する研修の支援を行っている。</p> <p>これらの取組みは本学関係者のみならず、県内外の学生や医療従事者にも門戸を開放することで、交流が生まれ様々な面で本学の教育の質の向上につながっている。</p> <p>4) 研修・教職協働</p> <p>①教員の質向上のための活動</p> <p>教員の質の向上と本学の教育研究等諸活動の活性化を図ることを目的として、教員評価制度を導入している。各教員は、「教育」、「研究」、「診療・看護」等の領域について当該年度の目標設定及び前年度の達成状況の自己評価を行うことが義務付けられている。さらに、3年ごとに評価責任者が教員の自己評価の妥当性について検証する業績評価を実施している。評価責任者は部局ごとに置いているが、特に医学部、看護学部、保健科学部には、教員評価委員会を設置し、各教員の自己評価の妥当性を検証する体制をとっている。教員評価委員会での評価結果は学部長に報告され、学部長を含む各評価責任者は業績評価の結果、水準を下回ると評価された教員に対して改善を促し、適切な指導及び助言を行うこととしている。</p> <p>また、教員の教育技能向上を目的として、各学部においてそれぞれの問題意識に基づいたFD(Faculty Development)講習会を開催するとともに、キャリアアップやダイバーシティ、ハラスメント防止対策など全学的なFDも学内外から専門家を招いて実施するなど、教員の質の向上を図るための機会の提供に努めている。</p> <p>②職員の質の向上のための活動</p> <p>職員研修計画に基づき①意識改革、②能力開発、③資格取得支援を中心とする研修を適宜実施している。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	交流発展と教育の質向上のため、本学関係者以外に、県内外の学生や医療従事者をも対象としている点
改善を要する点	特になし。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	<p>大学設置基準</p>	
①	<p>第七条（教育研究実施組織等）            大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。            2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。            3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。            4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。            5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。            6 省略            7 省略</p>	<p>・ <a href="#">公立大学法人福島県立医科大学組織及び運営規程</a>  <a href="#">第3条（学部）等</a>  <a href="#">第5条（事務局等）</a>  <a href="#">第7条（名称等）</a></p>
	<p>大学院設置基準</p>	
②	<p>第八条（教育研究実施組織等）            大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。            2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。            3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。            4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。            5 省略            6 省略            7 省略            8 省略</p>	<p>・ <a href="#">公立大学法人福島県立医科大学組織及び運営規程</a>  <a href="#">第4条（大学院）</a>  <a href="#">第5条（事務局等）</a>  <a href="#">第7条（名称等）</a></p>

## へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 3つの方針（ポリシー）の策定</p> <p>本学では、すべての学部・研究科において、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入に関する方針（アドミッション・ポリシー）を、それぞれの教育理念・目的に沿って明確に策定している。以下に本学全体のポリシーを記す。</p> <p>①卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）</p> <p>本学は、次のような能力を身につけた者に学位を授与します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療に携わるプロフェッショナルとしての知識・技能および倫理観を習得した者</li> <li>・ 福祉と医療の分野において社会貢献できる能力を有する者</li> <li>・ 科学的思考力および自律的に生涯学習を継続する姿勢を習得し、医療の発展に寄与する成果を発信する基礎的な能力を持つ者</li> <li>・ 本学履修規程に則り、卒業までに所定の単位を授与された者</li> </ul> <p>医学部及び看護学部においては、それぞれ定めたポリシーに達したか判断するため、より具体的な到達目標（コンピテンシー）を設定している。</p> <p>②教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）</p> <p>本学は、次のような方針で教育を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高度化する医療の諸問題を自ら進んで学習し、問題発見・解決能力を養う。また、生涯学習の姿勢を身につける。</li> <li>・ 医療を体系的に学び、疾患の深い理解に基づいて医療人として見識を養う。また、コミュニケーション能力や協調性の育成を図る。</li> <li>・ 臨床の現場を知り、医療人としての自覚を持ち、患者様に寄り添う心を身につける。</li> <li>・ 福島の地域医療の現状を学び、人々の健康を守る方法論を学ぶ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 科学的探究心と創造性に基づく研究を目指し、世界に飛躍する志を養う。</li> </ul> <p>③入学者の受入に関する方針（アドミッション・ポリシー）</p> <p>本学は、次のような資質を持つ学生を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高い倫理観と豊かな人間性を持ち、命を尊ぶ心を備えた人</li> <li>・ 十分な基礎学力を有し、医療に関する高度な専門的知識・技術の修得を目指す人</li> <li>・ コミュニケーション能力にすぐれ、協調性を持つ人</li> <li>・ 地域の発展や東日本大震災からの福島県の復興に貢献する熱意を持つ人</li> <li>・ 科学的探究心と創造性を備え、医療の分野で、世界に飛躍しようとする志を持つ人</li> </ul> <p>各学部等における入試については、入試区分における特性を考慮したチェックリストを作成することで、アドミッション・ポリシーを満たした人物であるかの評価を行いやすくしている。</p> <p>なお、これら3つのポリシーについては、教育環境を取り巻く社会状況の変化や教育の質向上に基づき適宜検証し、必要に応じて見直しを行っていくが、見直しを行う場合は当初の策定と同様に3つのポリシーの相互の関連性を意識し、一貫性・整合性のあるものとなるよう注意を払っていくこととしている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	大学の方針について3ポリシーで明確にするとともに、必要に応じて検証を続けるなど柔軟な運用としている。
改善を要する点	特になし。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第六十五条の二            大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 卒業又は修了の認定に関する方針</li> <li>二 教育課程の編成及び実施に関する方針</li> <li>三 入学者の受入れに関する方針</li> </ul> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学 Web ページ</li> <li><a href="#">3つの方針（大学全体）</a></li> <li><a href="#">3つの方針（医学部）</a></li> <li><a href="#">3つの方針（看護学部）</a></li> <li><a href="#">3つの方針（保健科学部）</a></li> <li><a href="#">3つの方針（医学研究科：医学専攻）</a></li> <li><a href="#">3つの方針（医学研究科：医科学専攻）</a></li> <li><a href="#">3つの方針（医学学研究科：災害・被ばく医療科学共同専攻）</a></li> <li><a href="#">3つの方針（看護学研究科：博士前期課程）</a></li> <li><a href="#">3つの方針（看護学研究科：博士後期課程）</a></li> </ul>

## ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 目的の公表と周知</p> <p>大学及び大学院の目的は大学学則及び大学院学則に規定されているところ、これを大学 Web サイトや総合パンフレット等の刊行物に掲載することで広く社会に向けて公表している。</p> <p>3 学部（医学部・看護学部・保健科学部）の教育理念・教育目標、大学院（医学研究科・看護学研究科）の教育理念・教育目標についても同様に、大学 Web サイトや総合パンフレットのほか、大学案内、学生募集要項等の刊行物に掲載し公表している。</p> <p>学生及び教職員に対しては、学内印刷物、大学 Web サイト、学生便覧への掲載や学内ネットワークシステムへの大学要覧掲載により周知を図っている。</p> <p>2) 3つの方針（ポリシー）の公表と周知</p> <p>大学全体及び各学部・各研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーは、大学 Web サイト、大学案内等で公表している。</p> <p>また、アドミッション・ポリシーは入学者選抜要領や学生募集要項に掲載し、オープンキャンパスや大学説明会、ガイダンス等においても積極的に周知している。</p> <p>カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーは学生便覧・教育要項・シラバス・大学院学生要覧等に掲載し、入学時のオリエンテーションなどで学生に対して適切に周知している。</p> <p>3) その他の情報の公表と周知</p> <p>学校教育法施行規則第 172 条の 2 に従い、教育情報、自己点検・評価の結果及び財務諸表等の教育活動等についての情報を、Web サイト「法人情報」「教育情報の公表」に掲載し、広く社会に向けて公表している。</p> <p>教員の研究活動についても、研究や課題を紹介する研究シーズ集や主要研究成果を Web サイトに公表しているほか、研究者データベースを活用し、各研究者の研究分野や研究結果などを広く社会に発信している。</p> <p>県民、特に高校生を中心とする学徒が自らの健康増進について気づきを得るとともに、本学についてより身近に感じ医療の道を志すきっかけとするため、広報紙「いごころ」を年 4 回発行し、県内の高校生全員（約 45,000 人）に配</p>	<p>布している。読者からは、「分かりやすい内容で専門的な知識が解説されており、大変興味深い」といった声が寄せられている。</p> <p>また、保健・医療教育活動に貢献するため、県内各高等学校を対象に広報紙「いごころ」を活用した出前授業を実施するとともに、県民の健康増進への積極的な貢献を目指すため、本学教員が執筆や監修を務める新聞連載を行っているほか、一部の連載では動画による配信を実施し、リアルイベントとして、保健科学部理学療法学科と地元新聞社による健康講座を県内各地で開催している。</p> <p>さらに、福島県保健福祉部健康づくり推進課と連携し、県内各大学・高等教育機関を対象にがん教育出前講座を実施しているほか、動画コンテンツを活用したオンデマンド配信を行い、受講者を増やす取り組みを行うなど、大学での教育・研究の成果を広く県民に還元することに努めている。</p> <p>4) 情報公表体制の整備</p> <p>本学では、広報活動の一元化を目的に、2014 年 4 月より、広報コミュニケーション室を設置し、同室が学内調整を行い、効果的・効率的・適正な広報活動を展開している。プレスリリースや教職員への取材の調整、広報紙やホームページ等の各種媒体を活用した情報発信、マスコミと連携した健康に関するイベントの企画など、積極的な情報発信策を実施している。</p> <p>また、情報公開の最重要ツールである大学 Web サイトについては、ユーザビリティとアクセシビリティの水準を大幅に向上させ、閲覧者にとってより分かりやすく、検索性に優れたものとするため、現在全面的なリニューアルを検討している。</p> <p>本学では、教育・研究・診療を三本柱とし、「優秀な学生を呼び込み、独自性に富む本学ならではの教育を行い立派な医療人を育成」「高度な研究活動を継続的に実施」「高度な研究活動に裏打ちされた医療サービスを提供」に基づいたプラスの循環を意識してコンテンツの作成を進めている。</p> <p>本学の特徴及び優位性を効果的に PR することで、ブランディングの向上に努めている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	地元メディアと連携して教育研究の成果を県民に積極的に還元している。
改善を要する点	優秀な学生を継続的に確保していくため、高校生以下の年代に向けた情報発信を強化する必要がある。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法</p> <p><b>第百十三条</b>            大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学 Web ページ  <a href="#">教育情報</a></li> <li>・<a href="#">公立大学法人福島県立医科大学組織及び運営規程 第 27 条（教育研究等の状況の公表）</a></li> </ul>
②	<p>学校教育法施行規則</p> <p><b>第七十二条の二</b>            大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること</li> <li>二 教育研究上の基本組織に関すること</li> <li>三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること</li> <li>四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</li> <li>五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること</li> <li>六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること</li> <li>七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること</li> <li>八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること</li> <li>九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。</li> <li>3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。</li> <li>4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。</li> <li>5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学 Web ページ  <a href="#">教育情報の公表（入学・卒業後の進路の状況等）</a></li> <li>・大学 Web ページ  <a href="#">研究者データベース</a></li> <li>・大学 Web ページ  <a href="#">大学院医学研究科（学位授与申請）</a></li> <li>・大学 Web ページ  <a href="#">大学院看護学研究科（学位論文評価基準）</a></li> </ul>

## チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 自己点検・評価</p> <p>本学は、「教育研究水準の向上を図り、第 1 条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」ことを定めている(学則第 45 条)。</p> <p>本学は、この自己点検・評価として、中期計画及び年度計画に対する業務の進捗・達成状況を自己点検するとともに、評価室においてその妥当性を詳細に検証することで業務実績報告書を作成し、その後福島県公立大学法人評価委員会による外部評価を受けている。その自己評価及び結果は、各学部教授会、教育研究審議会、経営審議会、役員会で報告され、教職員に対して周知されている。また、外部評価の際の指摘事項・提言への対応状況について、適切に進捗管理を行うことで継続的な改善に取り組んでいる。</p> <p>2) 大学機関別認証評価</p> <p>本学はこれまで、大学機関別認証評価を 2010 年度、2017 年度に受審し、「適合」の評価を受けたが、前回の受審時には、「教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質の改善・向上を図るための体制が十分に整備されているとは言えない。」との指摘を受けた。</p> <p>この指摘を踏まえて医学部では、教務委員会が PDCA のすべてを担っていた点を改善し、評価(P)をカリキュラム委員会(2018 年設置)、評価(C)を教育評価委員会(2019 年設置)に移行して、教務委員会は実施(D)と改善(A)を担う形に変更した。独立した組織間で PDCA サイクルを回し、より客観的な自己点検・評価によって教育の改善・向上が図れるよう体制を整え、入学試験委員会とも連携しながら教育の継続的な改良に取り組んでいる。</p> <p>また、看護学部においては、全教員が参加して問題点を洗い出し、その改善に向けて VISION2018 を策定した。「実践・教育・研究・組織運営」の各項目で目標や評価指標を設定し、教授会のもとに設置した組織運営委員会において、各項目の取組について毎年度末に評価及び進捗管理を行い、その結果を教授会にフィードバックすることで質保証の改善を図っている。</p>	<p>3) 医学教育分野別評価</p> <p>医学部においては 2020 年度に日本医学教育評価機構による医学教育分野別評価を受審し、評価基準に適合していることが認められている。災害と放射線や地域の復興に関する教育・研究の取り組みや臨床能力評価ルーブリックを用いた臨床実習の評価法などについて高く評価された一方で、医学部の使命をわかりやすく明示して周知すべき、教育に関する委員会に学生を加えるべきといったことが指摘された。評価結果に基づいて継続的な改善に取り組み、毎年度その状況について機構へ報告している。</p> <p>3) 学習成果を把握するための取組み</p> <p>学内の取組みとしては、試験やレポートのほか、前・後期それぞれに学生に対して授業評価アンケートを実施している。学生からの意見に対して、各授業担当教員が回答を行うことで、授業の改善に教員学生相互の意見を反映させることができる仕組みになっている。</p> <p>また、医療系大学の特徴となるが、医学部において全国共通で実施される臨床実習前の知識修得度を評価する CBT (Computer-based test) や臨床実習前・後の技能・態度修得度を評価する OSCE (Objective structured clinical examination) の結果、及び各学部の最終学年時に有志が受験している国家試験模試の結果の分析を通して科目別の定着状況等を把握し、カリキュラムも含めた教育内容の改善に取り組んでいる。</p> <p>以上の取組み等から、医学部、看護学部ともに過去 5 年間の進級率は 95% 以上である。留年率は医学部、看護学部ともに過去 5 年間で 5% 未満であり、医学部の休学率、退学率はともに 1% 未満、看護学部では休学率 4% 未満、退学率 2% 未満で推移している。過去 5 年間の標準修業年限内卒業率は、医学部で 91~95%、看護学部で 84~97%、標準修業年限×1.5 内卒業率は、医学部で 99%、看護学部で 93~98% であった。医学部における CBT は、6 段階評価で 4 を中心とした分布であり、OSCE は、平均得点率 86% 以上で推移している。</p> <p>医師、看護師、保健師国家試験の合格率は過去 5 年間いずれも全国平均を上回っている。助産師の合格率は 2012 年度から 2023 年度まで、2016 年度の 85.7% を除いて全て 100% となっている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	各種の第三者評価を受けながら、教員、学生の双方の観点からの支援策を実施している。
改善を要する点	特になし。



## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p><b>第百九条</b>            大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">公立大学法人福島県立医科大学組織及び運営規程第25条（認証評価）</a></li> <li>・ 大学 Web ページ <a href="#">法人情報（業務に関する情報、認証評価に関する情報）</a></li> <li>・ VISION2018 第2版</li> </ul>
	学校教育法施行規則	
②	<p><b>第百五十二条</b>            学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学 Web ページ <a href="#">入学希望のみなさまへ</a></li> </ul>
③	<p><b>第百五十八条</b>            学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学 Web ページ <a href="#">入学希望のみなさまへ</a></li> </ul>
④	<p><b>第百六十六条</b>            大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学 Web ページ <a href="#">法人情報（業務に関する情報、認証評価に関する情報）</a></li> </ul>
	大学設置基準	
⑤	<p><b>第十一条（組織的な研修等）</b>            大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立大学法人福島県立医科大学職員研修規程</li> <li>・ 職員研修計画</li> <li>・ 意識改革研修</li> <li>・ 能力開発研修</li> <li>・ 資格取得の支援</li> </ul>
	大学院設置基準	
⑥	<p><b>第九条の三（組織的な研修等）</b>            大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立大学法人福島県立医科大学職員研修規程</li> <li>・ 職員研修計画</li> <li>・ 意識改革研修</li> <li>・ 能力開発研修</li> <li>・ 資格取得の支援</li> </ul>
	法令外の関係事項	
⑦	<p><b>学習成果</b>            学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業評価アンケート基準2 No1 参照</li> </ul>

# リ 財務に関すること

## (1) 自己点検・評価の実施状況

### 1) 決算の状況

第3期中期計画期間（2018年度～2023年度）における決算の状況としては、2018年度に580百万円の当期総損失を計上し、2016年度から続く3期連続の赤字決算により1,023百万円の繰越欠損金が生じていたが、徹底的な経費削減や附属病院収益の確保に努めたため、2019年度は821百万円の当期総利益を計上した。

また、2020年度以降は、新型コロナウイルス感染症による病床確保を行う一方、病床運用の工夫や病棟でのクラスター発生抑制に努め、空床補填に係る補助金と合わせて十分な収益を確保したこと等により、2022年度までの3か年合計で6,810百万円の当期総利益を計上しており、第3期中期計画期間当初に比べ、経営状況は大幅に改善している。

直近5か年の損益状況 (単位：百万円)

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常費用	58,701	60,294	60,077	63,646	64,576
業務費	55,946	57,496	57,283	60,508	61,390
一般管理費	2,656	2,714	2,706	3,069	3,132
その他の費用	99	83	88	70	54
経常収益	58,316	61,024	62,273	66,958	66,075
運営費交付金収益	10,229	11,540	12,090	12,454	12,671
学生納付金収益	878	862	932	991	1,076
附属病院収益	32,302	34,166	32,448	34,951	35,109
その他の収益	14,907	14,456	16,803	18,562	17,219
臨時損失	197	54	110	48	158
臨時利益	2	145	46	21	22
目的積立金取崩額	-	-	-	-	30
当期総利益／損失	△580	821	2,131	3,286	1,393

### 2) 経常的収入の確保

本学の経常的収入は、設立主体である福島県からの運営費交付金、授業料等の学生納付金収入、附属病院収入、補助金等収入、外部資金を含むその他収入により構成されている。

運営費交付金については、福島県が定める算定ルールに基づき、大学運営に係る人件費や施設整備・一般管理経費、その他法人運営上の特定経費に対し所要額が交付されている。

学生納付金収入については、収容定員を概ね充足しており、近年の医学部入学定員の増加や保健科学部開設に伴い、安定した自己収入を確保できている。

附属病院収入については、診療稼働向上に継続して取り組んできており、また、外部資金については、産学連携の取組みの推進などにより受託研究や奨学寄附金の拡充を図っているほか、一般寄附金の受入れも行っている。

### 3) 教育研究活動に係る適切な予算配分

法人の予算は、毎年度策定する予算編成方針に沿って、大学、附属病院、会津医療センターの各部門の予算責任者が予算案を作成し、経営審議会及び役員会の審議を経て、理事長が決定している。

上記のうち、大学の各学部における教育研究活動に係る予算については、それぞれ、予算委員会での審議、教授会での承認を得た上で予算責任者である担当副学長へ予算案を提出する。担当副学長は、これらに一般管理費等を加えた全体の調整を行い、前段の予算案を作成している。

また、科学研究費補助金や奨学寄附金、受託研究等の外部資金については、その一部を間接経費として集約し、学内の医療研究推進戦略本部において、教員の研究活動に対する支援に充てられるよう、事業の成果検証・評価を踏まえた適切な予算配分を行っている。

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

特になし。

改善を要する点

特になし。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<b>大学設置基準</b> 第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	・大学 Web ページ <a href="#">法人情報（財務諸表等）</a>
②	<b>大学院設置基準</b> 第二十二条の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	・大学 Web ページ <a href="#">法人情報（財務諸表等）</a>

## 又 イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) ICT 環境の整備</p> <p>本学では、全学的な教育研究用コンピュータネットワークが構築されており、「情報ネットワークシステム利用細則」をはじめとした各種規則等に基づき、大学附属学術情報センター及び同運営委員会が適切に管理運営を行っている。</p> <p>インターネット接続については、2 系統の回線を整備し、十分な回線速度及び対障害性を確保している。</p> <p>学内 LAN については、末端速度 1Gbps の有線ネットワークが整備され、幹線は 10Gbps の光ケーブルで結ばれている。併せて、建物内のほぼすべての場所が無線 LAN が利用できる環境を整備している。また、VPN 接続により、学外からもイントラネット、電子ジャーナル、統計ソフトウェア等の学内サービスを利用可能である。</p> <p>コンピュータ端末機器が、各キャンパスのコンピュータルームに整備されており、各学部の授業や共用試験 CBT、学生の自学等に活用されている。端末機器は一定期間毎に更新を行い ICT 環境の発展に対応している。</p> <p>授業管理支援として、教務システム「FMU PASSPORT」を導入しており、学生情報、シラバス、成績の管理等を行っている。学生情報は卒後もデータとして一元管理を行っており、必要に応じて教職員が利用可能である。</p> <p>情報セキュリティに関しては、ウイルス対策ソフトウェアの配信、電子メールに添付されるコンピュータウイルスのチェック、ファイアウォール・不正アクセス検知等のシステム的対策を行っている。また、情報セキュリティ委員会のもとで情報セキュリティポリシーを制定し、利用者への遵守を呼びかけている。これらの情報を分かりやすく解説した「情報セキュリティハンドブック」を利用者に配付しているほか、情報セキュリティ研修(e-learning)を行うことにより情報セキュリティ意識の向上を図っている。</p> <p>2) 学生支援</p> <p>①学習支援</p> <p>担任制度やオフィスアワー制度を設け、学生への学習支援を行うとともに、必要に応じて個別面談や補講等を実施し、修得が不十分な学生への対応を行っている。</p> <p>また、医師国家試験の合格率上昇を目的として、医学部 6 年生に対して「総括講義」を実施している。学修成果や進級試験の結果を基に卒業試験の見直しを適宜行い、医学部 4、5</p>	<p>年生に対しては、国家試験形式で進級試験を実施することにより、早い時期に学習支援が必要な学生を抽出し指導している。</p> <p>②特別な支援が必要な学生への支援</p> <p>学生の健康相談に関しては、大学健康管理センター及び福島駅前キャンパス保健室が窓口となっており、必要な相談・助言を行っている。また、生活、進路、ハラスメント等の相談に対しては、ハラスメント対策委員会事務局が相談窓口を設けているほか、クラス担任、各学部教務委員、教育研修支援課、保健科学部事務室が連携を図り、相談体制を整備している。</p> <p>これらの支援体制については、年度初めの各学年のガイダンス等で周知するとともに、学生相談のフロー図に基づき、支援を要する学生に係る情報の速やかな共有・分析を図ることにより、適時適切な支援を行っている。</p> <p>学生寮には、特別寮室を 2 部屋設置し、ハンディを伴う学生や怪我等で通学が困難となった学生も入寮が可能である。</p> <p>そのほか、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生の生活支援については、「障がい学生学修支援規程」に基づいて対応している。</p> <p>③経済的支援</p> <p><b>【授業料の免除】</b></p> <p>本学で実施している経済面での主要な援助は、授業料免除及び学生寮の提供である。授業料については、大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援制度の適格認定を受けた者や、学費負担者の経済状態により学費の納入が困難な者等について、免除の対象としている。学生寮は、東日本大震災による被災後に新築し、3 人部屋 28 室及び特別寮室 2 室を備え、学生へ提供している。</p> <p>また、保護者等からの送金遅延のために学資金等の支払いが困難となった者に対して、各学部後援会に 10 万円を限度とする貸付制度が設けられており、大学が窓口となって周知、支援している。</p> <p><b>【奨学金】</b></p> <p>日本学生支援機構、地方公共団体、民間団体の奨学金等に対する出願を積極的に支援している。また、医学部生を対象とした福島県緊急医師確保修学資金制度を設定し、貸与を行っている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>安全性の高い ICT 環境の整備と経済的、身体的課題を抱える学生や修学不十分な学生に対する手厚い支援を行っている。</p>
<p>優れた点</p>	<p>幅広い側面からの修学支援を実施している。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>経済状況を鑑みた経済面での支援を模索する。</p>

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	関係事項	
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	・大学 Web ページ <a href="#">附属学術情報センター</a>
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	・学生便覧
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	・障がい学生修学支援規程
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	・授業料等に関する規程 ・授業料の免除に関する細則 ・授業料免除等に関する内規 (学部/大学院) ・大学 Web ページ <a href="#">奨学金</a>
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	・大学 Web ページ <a href="#">法人情報(設置計画履行状況報告書)</a>



## Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

## 1) 自己分析活動の状況

<p>本学の教育研究等をはじめとする全学的な内部質保証に関する取組は、本学の中期計画に基づく業績実績評価を中心に実施されている。現行の第3期中期計画は2018年度から2023年度までの取組である。</p> <p>地方独立行政法人法第27条により中期計画を達成するため、年度計画を各事業年度に作成し、事業年度の前半期ごとに、業務を所管する各所属において自己評価及び自己点検を実施している。各所属で実施した自己評価及び自己点検の結果は経営・内部統制担当理事を室長とする評価室においてその妥当性を確認した上で、企画・管理運営担当理事を本部長とする企画広報戦略本部会議に報告を行い、大学全体の業務の進捗を管理している。</p> <p>さらに、取りまとめた計画進捗状況については学内で共有し、計画達成に向けて業務改善を促している。各年度の業務実績は業務実績報告書として取りまとめ、外部組織である福島県公立大学法人評価委員会の評価を受けるとともに、評価結果を学内にフィードバックの上、業務改善に取り組んでいるほか、指摘事項については翌年度の年度計画に達成目標を掲げ改善に取り組んでいる。</p> <p>教育においては、3学部共通の取組みとして、学生への授業評価アンケートの実施及び教員を対象としたFD研修会の開催により、教育水準の向上に努めている。学部内教員が講師となり、直近の課題を意識したテーマにより実施し、得られた知見を各々が授業に活かすだけでなく、意見交換を行い、問題点やその改善方法を共有するなど、学部全体として教育の質の向上を図っている。</p> <p>さらに、各学部に教員評価委員会を設置し教員評価を実施している。教員は「教育」「研究」「診療・看護」「社会貢献」及び「管理・運営」の5領域に関する目標を設定し、年度ごとに自己評価を行う。自己評価の結果は各学部教員評価委員会にて妥当性を確認の上、評価室及び各学部教授会に報告し全学的に共有した上で結果を教員にフィード</p>	<p>バックし教育の改善に努めている。</p> <p>医学部独自の取組みとしては、教員の意欲向上と大学教育の活性化を図ることを目的に教育実践に顕著な成果をあげた教員に対して、その功績を表彰する「医学部優秀教員表彰」を実施している。優秀教員の選考過程で得られた学生評価や意見は、各担当講座へフィードバックを行うほか、優秀教員として選出された教員による受賞者講演を行い、医学部全体の教育における質の向上や活性化を図っている。さらに、医学部教育評価委員会を設置し、医学部における教育を分析・評価し、教授会、教務委員会、入試委員会、カリキュラム委員会等に改善すべき事項を進言し改善に取り組んでいる。</p> <p>看護学部では、全実習施設の実習指導者と実習に携わる教員が参加する臨地実習教育会議を毎年3月初旬に開催している。年度毎にテーマを設定し、臨地実習施設と大学の教育について共有し、教育水準の向上に努めている。さらに本学附属病院看護部内にある看護研究実践応用センターを活用し、実践の場と教育・研究の場との共同により実践能力・研究能力水準向上に努めている。</p> <p>保健科学部では、毎年、学科ごとに臨床実習受入施設の実習指導者が集まり、実習内容の説明や指導方法等の情報共有を目的とした会議を開催し、受入施設における臨床実習指導力の平準化や向上を図り、実習の質の向上をはかっている。</p> <p>また、研究に関しては、第3期中期計画で、「研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置」を定めており、同計画に基づき科研費等の競争的資金の獲得等を推進するため、申請件数の分析・評価した上で、必要な研究環境の改善を行っているほか、科研費等の採択件数について年度ごとの目標を設定するなど、本学における研究力の向上のための各種取組を実施している。</p>
---	---

## 2) 自己分析活動の取組み (目次) ※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	教育の実施・改善サイクルについて【学習成果】	37
2	研究力の向上に関する取組について	38
3	医学部優秀教員表彰の取組について	39
4	看護学部における附属病院をはじめとした臨床との連携に関する取組	40
5	保健科学部における県内施設と連携した臨床実習指導水準向上の取組	41



### 3) 自己分析活動の取組み

<b>タイトル (No. 1)</b>	教育の実施・改善サイクルについて【学習成果】
<b>分析の背景</b>	<p>本学では、効率的な学びとなるようカリキュラムを工夫しているが、各授業についても充実したものにしていいため、個々の教員の自助努力はもとより、各学部において組織的な対応となるよう委員会等で定期的に協議し、教育能力の向上に取り組んでいる。</p>
<b>分析の内容</b>	<p>1) 各学部の取組</p> <p>3学部共通しての取組としては、学生への授業評価アンケートの実施及び教員を対象としたFD研修会の開催により、教育水準の向上に努めている。</p> <p>授業評価アンケートは各学部の教務委員会が主体となり学期毎に実施している。結果は教務委員会内で報告され、委員には他学部の教員も参画していることから、学部を超えて共有がなされている。教務委員会からは各教員へ伝達、記述式の回答に対する対応を求め、学生へフィードバックしている。教員の授業実施方法等への意見については、改善すべき内容があれば以降の授業に反映するようにしている。学生の理解度が低い等、問題のある授業科目については、教務委員会において対応策を審議し、場合によっては学部間で調整を経た後に授業実施方法や教員の変更等を行い、改善を図っている。</p> <p>FD研修会は各学部のFD委員会が内容等検討し開催している。学部内教員が講師となり、直近の課題を意識したテーマにより実施。得られた知見を各々が授業に活かすだけでなく、意見交換を行い、問題点やその改善方法を共有するなどし、学部全体として教育の質の向上を図っている。なお、学部によっては教授会で取組内容を報告し、学内の関係部局へ共有することとしている。</p> <p>これらに加え医学部では、CBTや国家試験対策等の民間模試の結果について確認し、客観的データから分野別の習熟度を把握することで、翌年度の授業内容を構築している。また、医学部の特性として、授業は講座内で分担して行うことから教員数が多くなる。このため、FD研修会は、学部内教員だけでなく学外の教育関係の専門家等も講師に招き、授業に対する基本的なスキル等の修得にも力を入れている。</p> <p>2) 取組みの成果及び期待される効果</p> <p>アンケートは5段階評価となっているが、医学部では、「授業科目全体の構成は適切であったか」の問いに対して、全ての学年全ての授業において「強くそう思う」「そう思う」(評価5、評価4)の合計が半数を超えている。看護学部では、「この授業に満足できた」の問いに対しては全体の90%超が「思う」(評価5、評価4)に回答しており、自由記載についても75%が好意的な意見・感想となっている。保健科学部では、各設問における5段階評価のスコア平均は年々上がっており、開設して3年目となる2023年度前期には評価5「強くそう思う」と回答のあった割合(全科目・設問の平均)が50%を超えた。学部によってばらつきはあるが改善が図られている。</p> <p>FD研修会については、学部によっては事後に動画視聴できるような工夫もしており、全学部とも毎回ほぼ定員どおりの高い参加率を維持している。</p> <p>これらの取組から、より学生に分かり易い授業となるよう教員の継続的なスキルアップが望めるほか、理解度が低い授業を把握、対応していくことで学修効果を高めることができ、社会に通じる医療人の養成につながっている。</p>
<b>自己評価</b>	<p>学生からの評価及び教員による研修会や意見交換を通じ、課題への対応、積極的な授業の改善を行っており、教育水準の向上が図られている。</p> <p>授業によってはアンケートの回答率の低いものもあるため、実施方法の改善を検討している。</p>
<b>関連資料</b>	<p>①授業評価アンケート結果、分析資料</p> <p>②FD研修会関係資料</p>

タイトル (No. 2)	研究力の向上に関する取組について																																				
分析の背景	<p>第3期中期目標（2018年度～2023年度）における、「研究水準及び成果等に関する目標」に対応する第3期中期計画として、「研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置」を定めており、同計画に基づき科研費等の競争的資金の獲得等を推進するため、申請件数を分析・評価した上で、必要な研究環境の改善を行っているほか、科研費等の採択件数について年度ごとの目標を設定するなど、本学における研究力の向上のための各種取組を実施している。</p>																																				
分析の内容	<p>1) 計画に基づく主な取組</p> <p>上記に記載した中期計画の達成のため、医療研究推進戦略本部の下、下記の事業を実施している。 （研究に関連する意思決定機関が複数あり相互に重複する事務を所管していた状況を解消し、大学全体として戦略的な対応を図るため、2017年4月に医療研究推進戦略本部を設置）</p> <p>①育成研究事業 科研費に応募した結果、一定の評価を獲得しながら採択に至らなかった研究に対して、当該研究を採択レベルにまで育成することを目的とした研究費助成事業。</p> <p>②戦略的学内研究推進事業 大型研究費の獲得につながるが見込める実用化に向けた医療分野の研究開発、生命科学・社会医学・総合科学・看護学系講座と臨床医学系講座との共同研究に対する研究費助成事業。</p> <p>③英文校正支援事業 学内の英語論文等の校正を支援する事業。（英文校正を担当する非常勤職員を雇用しサポートを実施）</p> <p>④若手研究者向け講演会 科研費等獲得のため若手研究者を主な対象とした講演会を開催。</p> <p>⑤アドバイザー等による研究計画書等の事前審査 科研費の応募時期には、応募者の希望に応じ、アドバイザー等が研究計画書等の事前審査を行うなど、応募書類の質の向上を図っている。</p> <p>※上記以外の取組：海外研究支援事業、共通利用機器保守・修繕事業 など</p> <p>2) 計画における主な目標（指標）及び実績</p> <p>①文部科学省科学研究費助成事業の採択件数 ※研究分担分含む</p> <table border="1" data-bbox="292 1305 1361 1458"> <tr> <td>【目標値】</td> <td>2018年度</td> <td>2019年度</td> <td>2020年度</td> <td>2021年度</td> <td>2022年度</td> </tr> <tr> <td>年間380件以上 (2021年度までは年間280件以上)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>採択件数(件)</td> <td>278</td> <td>344</td> <td>358</td> <td>376</td> <td>379</td> </tr> </table> <p>②厚生労働省科学研究費補助金の採択件数 ※研究分担分を含む</p> <table border="1" data-bbox="292 1538 1361 1653"> <tr> <td>【目標値】</td> <td>2018年度</td> <td>2019年度</td> <td>2020年度</td> <td>2021年度</td> <td>2022年度</td> </tr> <tr> <td>年間20件以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>採択件数(件)</td> <td>21</td> <td>26</td> <td>23</td> <td>25</td> <td>24</td> </tr> </table> <p>※上記以外の主な目標（指標）：AMED事業の採択件数、英語論文数、受託・共同研究費 など</p>	【目標値】	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	年間380件以上 (2021年度までは年間280件以上)						採択件数(件)	278	344	358	376	379	【目標値】	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	年間20件以上						採択件数(件)	21	26	23	25	24
【目標値】	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度																																
年間380件以上 (2021年度までは年間280件以上)																																					
採択件数(件)	278	344	358	376	379																																
【目標値】	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度																																
年間20件以上																																					
採択件数(件)	21	26	23	25	24																																
自己評価	<p>上記1)などの各種取組みの結果、主要な競争的資金である文部科学省科学研究費助成事業の採択件数が増加するなど、一定の成果が出ている。</p> <p>今後は他大学の先進的な取組みなどを参考にしながら、より効率的・効果的な支援を検討するとともに、研究活動がより大型の研究へと発展するような取組みを行うことで、引き続き研究力の向上を図っていく必要がある。</p>																																				
関連資料	<p>①公立大学法人福島県立医科大学医療研究推進戦略本部要綱</p> <p>②大学要覧（「8 運営概況」）</p> <p>③業務実績報告書（「1 全体評価（3）第3期中期目標期間中の主な実績」）</p>																																				

<b>タイトル (No. 3)</b>	医学部優秀教員表彰の取組について
<b>分析の背景</b>	<p>本学医学部では、教員の意欲向上と大学教育の活性化を図ることを目的として、教育実践に顕著な成果をあげた教員に対して、その功績を表彰する「医学部優秀教員表彰」を実施している。優秀教員の選考過程で得られた学生評価や意見は、各担当講座へフィードバックを行うほか、優秀教員として選出された教員による受賞者講演を行い、医学部全体の教育における質の向上や活性化を図っている。</p>
<b>分析の内容</b>	<p>医学部優秀教員表彰については、2019年度から開始され2021年度までは教務委員会を主体として、第1学年部門・第2学年部門・第3学年部門・BSL部門の4部門に分けて実施していた。</p> <p>2022年度からは「医学教育分野別評価」に基づき教育評価に関する改善を行っていくため、選考組織を教務委員会から教育評価委員会に移行し、選考組織の移行に伴い医学部優秀教員表彰の実施方法についても再検討をおこなった。</p> <p>選出部門については、第1～3学年部門は全学年の講義を対象とすることができるようまとめて「講義部門」とし、BSL部門は総合科学系・基礎系の教員で担当を持っていない教員もいるため、BSLだけではなく総合科学系・基礎系の実習も対象とした「実習部門」を設けることとした。</p> <p>選考方法については、授業に対する履修学生による学生評価のみで行っていたが、複数の講義を担当している教員と1講義しか担当していない教員、医学教育に関する論文を作成している教員と作成していない教員など、大学教育への貢献という観点からそういった部分も評価するべきとし、一次選考として学生評価を行い学生評価の高かった上位数名を選出（公平性確保のため回答率が20%未満の講座は選考対象外）。その後、二次選考として教育貢献に関する基礎資料・作文を提出してもらい、100点満点（学生評価50点・基礎資料40点・作文10点）での評価点を基に、教育評価委員会で講義部門・実習部門各1名の受賞者を決定することとした。</p> <p>その他、学生評価の際に評価点とは別に、授業に関して良かった点や改善点などについて自由記載として意見を求め、その結果を各講座へフィードバックすることで、学生の意見を述べる機会を確保するとともに、今後の授業内容の改善に役立てることが出来るようにした。</p> <p>また、優秀教員として選出された受賞者には、表彰式にて表彰状と記念楯の授与を行い、その後に本学の全教員・大学院生・学生等を対象として「教育において工夫していること・努力していること」をテーマにした受賞者講演を開催した。参加者には講演に対するアンケートも併せて実施している。</p> <p>教員にはFD研修会として行い、情報共有によって具体的な講義・実習の実施内容を知ることで、各自の授業により良い方法を取り入れ、教育の質の向上や活性化を図っている。</p> <p>学生には自分たちの評価によって選出された教員が、どのような考え・意識をもって教育をおこなっているのかを知ることができる機会となっており、その情報によって学生評価における採点や改善点を考える際の基準とすることができる。</p> <p>2022年度は、学生評価の回答率が低く選考対象外になってしまう講座も見られたため、学生への優秀教員表彰の認知度を上げていくことと、選考対象の教員が積極的に評価の案内を行うことが今後の課題となっている。</p>
<b>自己評価</b>	<p>医学部優秀教員表彰の実施により、講義や実習に対して学生が直接評価を行い、考えている意見などを教員へ伝えることのできる機会を確保することができている。各講座や教員については、学生からの評価や意見をフィードバックすることによって、講義や実習の内容・指導方法などの見直しや検討に活用することができる。また、優秀教員による受賞者講演にて情報共有を行うことによって、他の教員の意欲向上と大学教育の活性化が見込まれる。</p> <p>今後は、より良い評価内容・評価方法の検討を行い、さらなる大学教育の改善・活性化を目指していく。</p>
<b>関連資料</b>	<p>①医学部優秀教員表彰実施要項（～2021年度） ②医学部優秀教員表彰選考の流れ（～2021年度）          ③医学部優秀教員表彰実施要項（2022年度～） ④医学部優秀教員表彰選考の流れ（2022年度～）          ⑤大学ホームページ掲載記事（2022年度） ⑥受賞者講演アンケート集計結果（2022年度）</p>

<b>タイトル (No. 4)</b>	看護学部における附属病院をはじめとした臨床との連携に関する取組み																							
<b>分析の背景</b>	看護学部は、1998年に公立医科大学初の看護系の学部として開設した。現在福島県内の看護系大学は2校となっているが、公立大学として、福島県の看護学の学問基盤の発展、看護職者の教育・研究水準の向上への取組が求められている。そこで、附属病院をはじめとした臨床と連携・協力し教育水準向上の取組、地域医療従事者などとともに実践能力・研究能力水準向上のための取組について分析する。																							
<b>分析の内容</b>	<p>看護学部では、全教員が参加して看護学部 Vision2018 を作成した。Vision2018には、10年後の看護学部の将来像を共に作るための課題と目標、活動計画が盛り込まれており、毎年活動実績の振り返りと活動計画の見直しを行なっている。2023年度は中間評価と改訂を実施した。この Vision2018 の中で、活動の基盤として県内の看護職者との実践・教育・研究に関する協働が謳われている。</p> <p>1) 臨床と連携・協力した教育水準向上の取組</p> <p>毎年3月初旬に臨地実習教育会議を開催している。この会議は看護学部の全実習科目の実習指導者と実習に携わる教員が参加する会議である。全体会では、その年度ごとにテーマを設定し、学部教育について臨地実習施設と大学の教育について実習終了後の学生アンケートの結果、指導者の意見等を共有し、理解を求めている。</p> <table border="1" data-bbox="598 667 1401 976"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>全体会のテーマ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021年度</td> <td>「看護学部の目指す学生像と新カリキュラムの全体像」 ・看護学部のビジョン・目指す学生像について ・新カリキュラムの実習体系の説明・変更になった点</td> </tr> <tr> <td>2022年度</td> <td>「新カリキュラム地域包括ケア実習を行って」 「今年度のコロナ禍での実習実施状況について」「コロナ禍での新人看護師を迎えるにあたり基礎教育に望むこと」</td> </tr> <tr> <td>2023年度</td> <td>「実習施設と大学が連携・協働しながら共に学生を育てる」</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、実習ごとに分科会を開催し、実習指導者と意見交換をする中で次年度に向けての課題を検討し、調整している。新型コロナウイルス感染症流行時には、Webでの開催またはハイブリット形式での開催を行うことで毎年開催することに努めた。</p> <p>2) 地域医療従事者などとともに実践能力・研究能力水準向上のための取組</p> <p>看護研究実践応用センターは、看護の研究成果を実践に活用し、看護の質を向上させていくことを目的に、2009年4月1日に附属病院看護部内に開設された。センターは、附属病院看護部職員と看護学部教員で構成され、実践の場と教育・研究の場が共同して目的達成を目指している。看護実践の場における課題を解決するための【課題解決活動】と病院看護職員のための【研究支援活動】の2本柱で活動している。</p> <table border="1" data-bbox="753 1330 1401 1529"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>附属病院研究支援</th> <th>研究会開催数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020年度</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>2021年度</td> <td>2</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>2022年度</td> <td>2</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>2023年度</td> <td>1</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、福島県内の地域医療従事者と交流する機会として各部門・領域で研究会を定期的または不定期で開催している。</p> <p>実践能力が向上する働きかけとして、福島県内の看護職者を対象として、「心不全の看護ケア」「精神看護の最新技術、研究成果の共有」など実施している。研究能力水準向上の取り組みとして、地域病院から研究指導等の要請を受け定期的実施している。</p>	年度	全体会のテーマ	2021年度	「看護学部の目指す学生像と新カリキュラムの全体像」 ・看護学部のビジョン・目指す学生像について ・新カリキュラムの実習体系の説明・変更になった点	2022年度	「新カリキュラム地域包括ケア実習を行って」 「今年度のコロナ禍での実習実施状況について」「コロナ禍での新人看護師を迎えるにあたり基礎教育に望むこと」	2023年度	「実習施設と大学が連携・協働しながら共に学生を育てる」	年度	附属病院研究支援	研究会開催数	2020年度	3	6	2021年度	2	17	2022年度	2	23	2023年度	1	40
年度	全体会のテーマ																							
2021年度	「看護学部の目指す学生像と新カリキュラムの全体像」 ・看護学部のビジョン・目指す学生像について ・新カリキュラムの実習体系の説明・変更になった点																							
2022年度	「新カリキュラム地域包括ケア実習を行って」 「今年度のコロナ禍での実習実施状況について」「コロナ禍での新人看護師を迎えるにあたり基礎教育に望むこと」																							
2023年度	「実習施設と大学が連携・協働しながら共に学生を育てる」																							
年度	附属病院研究支援	研究会開催数																						
2020年度	3	6																						
2021年度	2	17																						
2022年度	2	23																						
2023年度	1	40																						
<b>自己評価</b>	<p>臨地実習教育会議では2021年度の参加者は88名、2022年度はのべ149名（ハイブリット形式）の参加があり、看護学部の教育に関して高い関心が示されているといえる。分科会での検討にも多くの意見が出され、次年度への取組について協議できていた。</p> <p>看護研究実践応用センターでの【課題解決活動】、【研究支援活動】では、毎年支援を実施しているが、協力に関する偏りが見られるため、学部全体で関わりをもてるように検討していくことが必要である。また、地域病院への研究指導も実施しているため現所の把握も必要である。</p>																							
<b>関連資料</b>	①看護教育企画小委員会資料・議事録 ② <a href="#">福島県立医科大学附属病院 看護部 HP</a> ③看護研究実践応用センター会議資料・議事録 ④看護学部 Vision2018																							

<b>タイトル (No. 5)</b>	保健科学部における県内施設と連携した臨床実習指導水準向上の取組
<b>分析の背景</b>	<p>保健科学部における臨床実習は、4 学科がそれぞれ複数の科目において実施しており、その受入先は病院、診療所、社会福祉施設等多岐に渡り、学部全体で 145 の施設に協力を得て実施している。これらの受入施設における臨床実習指導力の平準化や向上を図り、実習の質の向上につなげるため、本学部で実施している取組及びその成果について分析を行う。</p>
<b>分析の内容</b>	<p>1) 臨床実習指導者会議の開催</p> <p>毎年、学科ごとに受入施設の実習指導者が集まり、実習内容の説明や指導方法等の情報共有を目的とした会議を開催している。会議では、各教育段階における到達目標や課題、能力に合わせた指導方法、実習時間やスケジュール、評価方法等指導にかかる留意点について詳細な説明を行い、各施設が一定の水準で指導ができるよう配慮している。</p> <p>また、本学教員による診療に関する研究成果の講演やパワーハラスメント対策講習、受け入れ施設の事例報告等を実施し、実習指導者の勉強会を兼ねたスタイルとすることで、各々が研鑽を積む機会となり、全施設の指導力向上が図られている。各施設からは積極的な質疑がなされ、活発な意見交換を行うことで、施設側と本学の両者が納得した進め方をその場で議論することができ、指導方法の改善につながっている。</p> <p>会議後（別機会とする場合もあり）には学生と受入施設の面談時間を設け、顔合わせや事前の情報共有を行い、両者が安心して実習を開始できるようにしている。</p> <p>2023 年度は理学療法学科 55 施設 56 名、作業療法学科 66 施設 77 名、診療放射線科学科 4 施設 18 名の延べ 125 施設 151 名が参加、会議後の議事録送付や問い合わせ対応等事後フォローも行っている。</p> <p>2) 3 者が連携した臨床実習指導体制の確立</p> <p>実習期間中は臨床実習指導者、学生、本学教員の 3 者にて綿密な指導体制をとっている。担当教員は実習指導者と密に連絡をとり、学生へは週に 1 回報告（体調、実施状況、施設側との関係性等）を求め、取組状況を把握している。また、全受入施設へ教員が赴き、問題点の把握や 3 者での情報交換、治療立案等を実施している。直接面談を行うことで、慣れない現場における学生の精神的フォローができるのみならず、実習指導者からの個々の課題や悩みに対し状況に応じた指導の助言をすることができ、臨床実習水準の向上につながっている。</p> <p>3) 報告会（実習セミナー）の開催による実習経験の共有（理学療法学科、作業療法学科）</p> <p>実習終了後、学生が実習報告書を作成し、学科学生及び教員向けに報告会を開催している。各々が経験した指導や治療プログラム等を共有することで、異なる症例の理解等学びの機会とするとともに、教員が各施設における指導内容及び学生の習熟度を把握し、次回以降の学生の配置計画や指導プログラムの改善に活かしている。</p> <div data-bbox="1145 495 1481 696" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1177 707 1453 757" data-label="Caption"> <p>2023 年度診療放射線科学科 臨床実習指導者会議の様子</p> </div> <div data-bbox="1002 1084 1481 1352" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1098 1361 1385 1411" data-label="Caption"> <p>2023 年度作業療法学科 臨床実習指導者会議資料より</p> </div>
<b>自己評価</b>	<p>全臨床実習受入施設の実習指導力の平準化及び向上のため、実習前後も含めたきめ細かな対応ができている。しかしながら、本学部は設置後間もなく、臨床実習全科目の開講は 2024 年度となるため、分析に足る十分な実績がない。今後、全学科の取組結果を基に、定量的、定性的な分析を行うとともに、臨床実習検討部会等において、学科間の更なる情報共有が必要である。</p>
<b>関連資料</b>	<p>①臨床実習指導者会議関係資料 ②学生オリエンテーション資料 ③臨床実習要綱 ④報告会関係資料</p>



### Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

## 1) 特色ある教育研究の状況

<p>             本学は、県民の保健・医療・福祉に貢献する医療人の教育および育成を目的に設立された大学であり、研究機関として、不断の研究成果を広く世界に問いかけるという重要な使命を担っている。1947年に開設された医学部と、1998年に開設された看護学部及び2021年に新設された保健科学部の3学部6学科を有する医療系総合大学であり、医療系総合大学の強みを活かした科目を配置している。         </p> <p>             チーム医療を核とした3学部共同で実施する授業では、近年、チーム医療の必要性が一層増している中、学部の壁を越えた合同授業を通して、実践的なチーム医療人の育成に取り組み、多職種連携による学びを提供している。         </p> <p>             また、本学は2011年の東日本大震災により地震・津波・原子力発電所事故という複合災害を経験した教育医療機関であり、医療資源に限られる環境下での大規模災害とそれに対する医療提供について実経験に基づいた学びを提供している。         </p> <p>             震災直後に、福島県の復興を医療と健康の面から支えようと宣言した本学は、それ以来、教職員が一丸となり総力を挙げて復興の取り組みに邁進してきた。その経験を活かし、本県の地域医療や災害医療を理解し、復興を医療面で支え、放射線災害を含む複合災害に対応できる医療人を育成するため、医学部において福島の過去・現在から福島の将来について考えることを目的とした「福島学」や放射線被ばくによる直接的な健康影響だけでなく、災害に伴う間接的な影響、そして人々の健康影響に対するリスク認知とその影響について考える「放射線生命医療学」を配置するなど、各学部において福島と災害、被ばく医療についての学びを提供する取り組みを行っている。         </p> <p>             大学院においては、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により、緊急放射線被ばく医療や放射線健康リスクコミュニケーションといった、災害・被ばく医療科学分野の看護師、保健師をはじめとする専門家の不足が露呈したことなどを受け、被ばく医療学・放射線リス         </p>	<p>             ク学で実績を持つ長崎大学と、それぞれの大学の特長を活かした「災害・被ばく医療科学共同専攻」を2016年に開設し、世界的に専門家の不足する同分野の人材育成を行っている。         </p> <p>             研究では、福島県復興計画にも位置づけられており、地域社会を医療という分野から再生・活性化し、その復興の姿を世界に向けて発信するための組織として設置された「ふくしま国際医療科学センター」において復興への取組が行われている。         </p> <p>             同センター内の放射線医学県民健康管理センターでは、福島県が、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、県民の健康状態を長期にわたって見守り、疾病の予防や早期発見・早期治療につなげ、将来にわたる健康維持・増進を図ることを目的に実施している「県民健康調査」の委託を受け、空間線量が最も高かった時期の放射線による外部被ばく線量を推計する「基本調査」と4つの詳細調査を実施し、この調査結果から得られた科学的知見は、研究成果として論文化し、情報の発信に努めている。         </p> <p>             また、先端臨床研究センターでは、国内唯一となる医療用放射性同位元素（核種）を製造する中型サイクロトロンを使って、がん細胞殺傷効果のあるアルファ線放出核種として注目されるアスタチン-211 (<math>^{211}\text{At}</math>) を核医学治療に利用できる量、品質で安定的に製造することに成功し、治療用薬剤の研究開発や臨床試験を進めている。         </p> <p>             さらに、医療-産業トランスレーショナルリサーチセンターでは、医療界と産業界との架け橋となり、新たな産業創出や新薬開発の支援を多面的に行っている。希少かつ有限な臨床検体を、産業界でのニーズを重視した生体由来加工試料や解析情報に変えて成果物として収集・保存している。それらの成果物は製薬企業や検査・診断薬企業などに提供しており、様々な研究に活用されている。また、多種多様な成果物と開発技術を用いた受託・共同研究も行っている。         </p>
--	--

## 2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	チーム医療を核とした3学部共同で実施する授業について	45
2	福島と災害についての学びを提供する取組について	46
3	県民健康調査の取組について	47
4	看護学の教育・研究のレベルアップを図る取り組みについて	48
5	長崎大学との共同大学院における災害・被ばく医療の人材育成に関する取組について	49

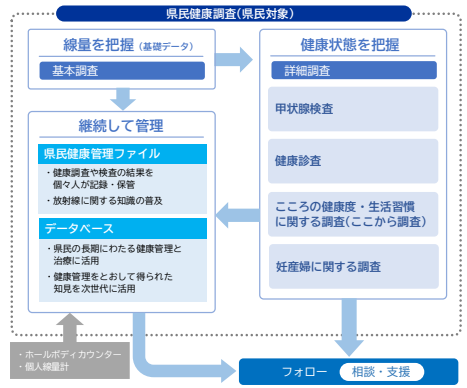


### 3) 特色ある教育研究の取組み

<b>タイトル</b> (No. 1)	チーム医療を核とした3学部共同で実施する授業について
<b>取組の概要</b>	<p>今般、社会において必要性が増している「チーム医療」とは、医師をはじめとするメディカルスタッフ（医療専門職）が、患者さんと共に、それぞれの専門性をもとに高い知識と技術を発揮し、互いに理解し目的と情報を共有して、連携・補完しあい、その人らしい生活を実現するための医療とされている。これは、本学の理念（「全人的・統合的な医療を提供する」）と多くの部分で合致することから、本学では学部の壁を越えた合同授業を通して、チーム医療を行う人材育成に取り組んでいる。また2021年度に保健科学部が開設し医療系総合大学となった強みを活かし、多職種連携による学びを提供している。</p>
<b>取組の成果</b>	<p>1) 取組内容</p> <p>本学では、異なる専門職の多角的視点の必要性と自身の職種における役割の捉え方を授業の最終段階に合同授業としてまとめていく。</p> <p>取組を始めた2019年度から2023年度までは、医学部の「症候論とケーススタディ」および看護学部の「チーム医療論」において4年次生を対象に、2学部合同での授業を展開してきた。授業計画においては、両学部の教員に加え保健科学部の教員も加わり、各学部5～8名、合計20名程度の教員が参与している。学生のグループワークやプレゼンテーションの様子および授業評価の内容を踏まえ、毎年授業内容を見直し、学生へ提示する事例や検討課題を変更してきた。例えば、2022年度には重症のCOVID-19肺炎患者を事例とし、①腹臥位療法の実施、②離床へ向けたアプローチ、③家族への病状説明に関して、両学部生が協同してロールプレーを実施した。また、看護学部生に比べて実習経験が少ない医学部生が臨床状況をイメージしやすくするため、2023年度は動画を用いて事例を提示するなど、学部間のレディネスの違いを考慮した展開方法を取り入れてきた。</p> <p>保健科学部では、1年次に4学科合同による「チーム医療I（概論）」を開講し、チームを構成する多職種（医師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、薬剤師、言語聴覚士、公認心理士、義肢装具士、臨床工学士、ソーシャルワーカー、医療事務）の講義を行うほか、安楽死などをテーマに4学科合同でグループディスカッションを行っている。</p> <p>2024年度からは、保健科学部において「チーム医療II（演習）」（4年次）が開講することから、3学部合同の授業を開始する。各学部及び医療人育成・支援センターの臨床経験豊富な教員30名を配置し、福島駅前キャンパスにおいて3学部総勢360人が60グループに分かれ、チームカンファレンスを実施する。授業の構築に当たっては、2023年度より、担当する全教員にて定例会議を行い、最大6職種で構成されるグループでの検討に適した症例の検討を行っている。同一症例の病態診断、治療ゴールの設定、および退院後のケア計画をグループでまとめ、他グループとのディスカッションも行い、チーム医療の重要性を理解できるようにしている。学部生の段階において6職種の異なった専門家の視点から実践的なカンファレンスを行えることが最大の強みである。</p> <p>2) 取組の成果及び期待される効果</p> <p>2023年度までの2学部合同授業においては、ケーススタディを通して職種ごとに取り組むべき課題を明確化するだけでなく、グループワークでのディスカッションにより、メンバーと円滑なコミュニケーションを図りながら、連携して問題解決をする力を養うことができている。学生からは「自分とは違った視点からの見方・考え方に気付くことができ、貴重な経験になった。」との意見も聞かれている。</p> <p>2024年度から実施する3学部合同授業では、最大6職種での多職種カンファレンスが可能となる。これまで医師及び看護師以外の役割については、あくまで想像での多職種連携にならざるを得ない部分があったが、更に4職種が加わることで、より実際の医療現場に近い形でグループワークを実施できることから、これまで以上の多くの気づきや、就職する前の段階から深い学びを得ることで、チーム医療に資する人材の育成に寄与することが期待される。</p>
<b>自己評価</b>	<p>これまでの合同授業においても、職種ごとの役割やチーム医療に必要なコミュニケーション能力等を養っていたが、医療系総合大学となったことを契機により実践的な学びとなるため、3学部合同授業を構築していくことは学生にとって大きなメリットになると考えている。今後、3学部合同授業に対する学生の評価や感想を取り入れ、より良い内容の授業へと改良していく。</p>
<b>関連資料</b>	①関連授業科目シラバス

<b>タイトル</b> (No. 2)	福島と災害についての学びを提供する取組について
<b>取組の概要</b>	<p>本学は 2011 年の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興に当たり、医療面から大きな役割を担ってきた。その経験を活かし、本学の 3 ポリシー及び福島県立医科大学ビジョン 2014 に基づき、新たに課せられた使命の下、本県の地域医療や災害医療を理解し、復興を医療面で支え、放射線災害を含む複合災害に対応できる医療人を育成するため、各学部において福島と災害、被ばく医療についての学びを提供する取組を行っている。</p>
<b>取組の成果</b>	<p>1) 各学部における取組</p> <p>医学部では、「福島学」(1年次)において、福島の過去・現在から福島の将来について考えることを目的とし、学外からも講師を招き多角的な視点から福島についての講義を行うとともに、医療産業の拠点等の見学学習も行っている。3年次には、「放射線生命医療学」において、放射線被ばくによる直接的な健康影響だけでなく、災害に伴う間接的な影響、そして人々の健康影響に対するリスク認知とその影響について考え、その後の「テュートリアルⅢ」において、放射線災害医療をテーマにしたPBLにより学びを深めている。さらに、5年次の臨床実習においても、「放射線災害医療学」として放射線災害医療の基礎、放射線被ばく・放射性物質による汚染傷病者の診療を学習している。</p> <p>看護学部では、「災害看護学Ⅱ」(3年次)において、自然・人為・特殊災害等の発生時において必要な看護の知識及び技術と、福島が経験した原子力放射線災害による人々や社会への影響、特に災害時に生じる健康や生活上の問題、人々の反応について理解し、看護の役割を探求する。</p> <p>保健科学部では、「福島県を知る」(1年次)において、地域で働くことの素晴らしさに気づいてもらうことを目的とし、福島の復興に関する講義や県内施設の見学学習を実施し、本県の風土、歴史、芸術、現状を学習している。また「福島県の医療環境」(1年次)では、本県の医療の現状や災害が医療にもたらす影響、地域医療支援における専門医療技術者の必要性を理解するため、避難指示が継続する地域や震災関連施設へも赴きながら、各地域における医療環境の特徴や東日本大震災の影響、今後自身が担うべき役割について学習する。</p> <p>2) 取組の成果及び期待される効果</p> <p>上記授業科目における取組により、医学部では、福島で起きた大規模複合災害を学び、必要な医療・福祉・保健・行政をはじめとする各種連携の実際を理解することにつながっている。</p> <p>看護学部では、上記に加え、放射線災害の実際を知り、放射線を科学的に理解することや、放射線及び災害に対する地域住民の不安が理解でき、社会・地域住民とのリスクコミュニケーションの理解にもつながっている。</p> <p>保健科学部では、グループにて本県の特徴を調査し、活発な意見交換を行うことで、専門医療技術者が今後何を担っていけるのかを主体的に考え、自ら発信する力が養われている。</p> <p>これら地域への理解から、成果として卒業生の進路における県内割合が想定されるが、震災前の 2010 年度以前の 10 年平均と直近 2022 年度以前の 10 年平均を比較したところ、医学部は定員増加(2011 年度 110 人→2022 年度 130 人)の影響があるものの、45.6%から 57.4%へ向上し、看護学部は 44.0%から 64.0%と大きく向上した。</p> <p>なお、保健科学部は未だ卒業生がいないが、2023 年度に学部が主催した県内医療機関等の合同施設説明会には、3 学年の 92%に当たる 128 人が参加(他 1、2 学年の一部も参加)し、県内就職への関心の高さが窺えた。</p> <p>本県の地域医療や災害医療を理解し、復興を医療面で支え、放射線災害を含む複合災害に対応できる医療人を育成し続けることで、本県の医療提供体制の改善につながることが期待できる。</p>
<b>自己評価</b>	<p>東日本大震災以降、福島と災害についての学びを提供することで、各地域の現状や課題を理解するのみならず、県民に寄り添い、福島において地域医療を担う一員となるというより強い志を醸成することにつながっている。</p> <p>今後も当該取組を継続し、本県及び放射線に対する正しい知識を備え、本県の医療体制の改善や災害医療の発展に寄与するよう、成果の分析、取組の改善を図っていく。</p>
<b>関連資料</b>	①福島県立医科大学ビジョン 2014 ②関連科目シラバス ③関連科目授業評価アンケート結果 ④保健科学部 News Letter

<b>タイトル</b> (No. 3)	県民健康調査の取組について
<b>取組の概要</b>	<p>福島県は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、将来にわたる県民の健康維持・増進を図ることを目的に、2011年6月より「県民健康調査」を開始した。本学では「県民のこころと体の健康と長期に見守り、福島復興の中核となる」という歴史的使命を果たすため、県から委託を受けた本調査の実施組織として同年9月に「放射線医学県民健康管理センター」を設立し、空間線量が最も高かった時期の放射線による外部被ばく線量を推計する「基本調査」と、4つの詳細調査（「甲状腺検査」、「健康診査」、「こころの健康度・生活習慣に関する調査（ここから調査）」、「妊産婦に関する調査」）を実施している。また、ここから調査等の回答に基づき、支援が必要な県民に対し電話等による相談支援を行っている。調査実施に当たっては、法人理事が本部長を務める「県民健康管理実施本部会議」で方針を決定し、国際機関や国内外の大学、研究・行政機関の協力を得て充実・発展に努めている。</p>
<b>取組の成果</b>	<p><b>1) 調査結果の概要 (2023年9月30日現在)</b></p> <p>基本調査では46万人以上の事故後4か月間の外部被ばく線量を推定した結果、99.8%の住民が5mSv未満であり、被ばくによる健康影響が認められるレベルではないことを明らかにした。</p> <p>甲状腺検査については、現在までの累計で328名の甲状腺の悪性ないし悪性疑いが発見されている。福島県「県民健康調査」検討委員会「甲状腺検査評価部会」では、先行検査（検査1回目）から本格検査（検査4回目）で発見された甲状腺がんについて放射線の影響を評価し、甲状腺がんと放射線被ばくの間に関連性は認められないとしている。また、健康診査では、避難生活によって肥満や高血糖、脂質異常等の生活習慣病を誘発するリスク因子が増加していること、ここから調査では、震災・原発事故直後から一般（16歳以上）・子ども共に精神健康度の低下がみられたが、経年的に回復していることなどが明らかになった。さらに、妊産婦に関する調査では、早産率、低出生体重児出生率、先天奇形・先天異常発生率は、全国調査や一般的に報告されているデータと変わらなかった。</p> <p><b>2) 調査結果から得られた科学的知見の情報発信</b></p> <p>① Journal of Epidemiology の特集号の発刊</p> <p>2022年12月には、日本疫学会の学会誌である Journal of Epidemiology の特集号として、これまでの成果などをまとめた11本の英語論文を発表した。特集号では、健康診査、ここから調査及び妊産婦に関する調査について、基本調査で測定された個人の外部被ばく線量と健康への影響との関連を検討した結果を初めて論文としてまとめるとともに、各調査結果の10年間の総括を行い、県民健康調査の現状や課題、方向性などについても示した。</p> <p>② 国際シンポジウム</p> <p>県民健康調査に関する最新情報の発信と、国内外の専門家等との議論を通じて調査から得られた知見の新たな展開を目指すとともに、その成果を世界的に共有することで県民の健康維持・増進に役立てることを目的として、毎年開催している。6回目となる今回（2024年3月）は、震災・原発事故の影響や復興の現状等を国内外の方々に理解していただけるよう、初めて東京都で開催した。国内外から10名の専門家が参加し、前半では調査から得られた知見や県民の健康状態に関する最新情報について紹介した。後半では今後起こり得る有事にこれらの知見をどう活かすかという観点から発表・討議を行った。</p> <p>③ 健康セミナー・県民公開講座</p> <p>市町村のイベントにあわせて開催する健康セミナーにおいて、医師による講話や専門職による個別相談、パネル展示等を行い、センター等教職員が直接県民に対し、調査結果からわかったことや生活習慣病等の予防策について伝えている（年間20回以上）。</p> <p>2024年1月にはオンラインで公開講座を開催し、センター教員が学生の質問に答えながら、県民健康調査の結果や、調査を受けて明らかになった県民の健康状態を改善するための方策を伝えた。公開講座当日は視聴者からの質問にも対応し、配信後のアンケート結果では8割以上が満足と回答した。</p>
<b>自己評価</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民健康調査の結果を解析し学術論文として公表するとともに、国際シンポジウムや報告書、ホームページなど様々な媒体を通じて、調査から得られた知見を県民に還元している。また、調査からわかったことや生活習慣病予防策について、センター教職員が直接県民に伝えることで、県民との信頼関係の構築に努めており、地域に根差した医科大学において特色ある活動として評価できる。</li> <li>県民健康調査は、「調査」のみならず「支援」を大きな柱の一つとし、今後も調査結果を活用して県民の健康の維持・増進に貢献することで、「福島復興を医療面から支える」という本学の使命を果たしていく。</li> </ul>
<b>関連資料</b>	<p>① <a href="#">福島県「県民健康調査」報告（令和5年度版）、令和4年度放射線医学県民健康管理センター活動実績</a></p> <p>② <a href="#">2024年福島県立医科大学「県民健康調査」国際シンポジウムプログラム要旨集</a></p> <p>③ 参考資料</p>



<b>タイトル (No. 4)</b>	看護学の教育・研究のレベルアップを図る取組について
<b>取組の概要</b>	<p>学部教育において、2019年度より看護学教育モデル・コア・カリキュラムに沿った改訂を実施し、昨今の災害の増加などによる福島県や日本の課題に合わせて科目改訂を行った。</p> <p>大学院教育においては、看護学研究者を養成し、福島県内の看護学研究のレベルアップを図る目的で、2022年度に福島県で唯一となる大学院看護学研究科博士後期課程を設置した。2023年度には、別科助産学専攻の設置、大学院看護学研究科博士前期課程助産師コースの開設など、看護職の教育と研究の両面から支援を行っている。加えて、福島県内の医療施設を対象とした看護学部共同研究事業を実施し、本学が看護の研究・教育・実践の拠点となり福島県の看護学研究のレベルアップを推進している。</p>
<b>取組の成果</b>	<p><b>1) 時代の課題を反映した教育課程の改訂について</b></p> <p>本学は、1998年に「より質の高い看護の専門性を携えた人材育成」を目的に、公立単科大学では初となる看護学部を開設し、2024年3月までに1,951名の卒業生を世に送り出した。看護学教育モデル・コア・カリキュラムに沿った教育課程の改訂では、「看護研究Ⅱ」の強化をはじめとして、多職種連携に必要となる「チーム医療論」の新設、震災・原発事故という複合災害の経験を踏まえた「災害看護学」の充実・強化、高齢化が進む中で重要な課題である地域包括ケアシステムの構築における看護職の役割について、多様な観点から学ぶための講義・実習の新設を行っている。</p> <p><b>2) 看護学分野のリーダーを養成する大学院教育について</b></p> <p>大学院教育においては、看護の研究・教育・実践の場で活躍できる高度な専門知識、技術、実践能力を有する人材の育成と、看護学の創造と発展に貢献することを目的に、2002年に看護学研究科修士課程を開設し、研究コースと専門看護師（CNS）コースを合わせて2024年度3月までに136名の修了生を輩出した。2023年度には助産師コースを開設し、2024年4月時点で7名の学生が在籍している。修了生は、専門看護師、看護管理者や現任教育指導者、教員、として活躍している。研究成果（2012年度～）も、論文出版数21報、学会などでの発表数は66件となった。福島県内の看護職や教員からの要望により、開設した博士後期課程には、2024年4月時点で5名の大学院生が在籍している。うち4名は大学教員であり、修了後も教育者としての活躍が期待されている。</p> <p><b>3) 県内の看護職の研究支援を目的とした看護学部共同研究事業について</b></p> <p>2008年から全国に先駆けて開始された看護学部共同研究事業は、看護学部教員と福島県内の保健医療福祉の実践家が共同して、保健医療福祉の質の向上を図ることを目指した本学独自の取組みである。地域の保健師や病院等で働く看護職は、研究の実績が少なく、また、研究費を獲得することが困難であるため、教員と共同研究を行うことを通して、研究方法と予算の両面から支援する目的で開始され、最近3年間では、2021年度3件、2022年度2件、2023年度2件を採択している。内容は、小児から高齢者に関することなど多岐にわたる。研究終了後、2年以内の研究結果公表が原則であり、2020年度以降は、1件が公表済み、3件が公表予定である。実践家からは、「研究として言語化することで実践の根拠にすることができた」などの感想が寄せられ、共同した教員は、臨床との関係性を深め臨床的視点を得ることで経験や結果を講義や実習に生かしている。</p> <p><b>4) 取り組みの成果や期待される効果</b></p> <p>本学では、上記のように看護職を輩出するための看護基礎教育の充実を図り、県内外の看護職の研究活動を支援し、さまざまな活動を実施することにより、Vision2018（再掲〔基準2〕）を基盤として福島県の看護の研究・教育・実践の拠点となっている。学生は、これらの活動の中で企画した地域健康相談などに参加することで実践的な知識を得たり、公開される教員の研究活動に触れることで自身の関心があるテーマについての考えを深めたりしている。</p>
<b>自己評価</b>	<p>福島県や日本の課題に合わせた学部科目の改訂や、大学院博士後期課程の開設、別科助産学専攻と大学院助産師コースの併設など、福島県の看護の研究・教育・実践の拠点として、県内の看護学の質の向上に貢献している。今後の課題は、①研究成果の、特に国際的な公表数を増やしていくことで、実践的で創造的な看護を地域から国内外へ発信すること、②看護学部共同研究事業を県内の看護職に広く周知し事業への理解と研究への関心を高め、成果の公表数を増やしていくこと、である。</p>
<b>関連資料</b>	①看護学部 Vision2018   ②看護学研究科ウェブサイト   ③改訂科目のシラバス ④看護学部共同研究事業の申請状況一覧（最近5年分 教授会資料）

<b>タイトル (No. 5)</b>	長崎大学との共同大学院における災害・被ばく医療の人材育成に関する取組みについて
<b>取組の概要</b>	<p>2011年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故により、緊急時の放射線被ばく医療や放射線健康リスクコミュニケーションを担当するための、看護師、保健師をはじめとする災害・被ばく医療科学分野の実務担当者の不足が露呈した。今後は海外、特にアジア諸国における放射線診断・治療学の普及や原子力発電所の建設が予想される中で、その実務を担う災害・被ばく医療科学分野の人材育成が大きな課題であった。</p> <p>上記に対応すべく、東日本大震災を経験し災害医療分野での実績と貴重な経験・教育フィールドを有する本学は、被ばく医療学・放射線リスク学で実績を持つ長崎大学と連携して、それぞれの大学の長をを活かして、2016年度に「災害・被ばく医療科学共同専攻」を開設し、人材育成を行っている。</p>
<b>取組の成果</b>	<p>1) 取組内容</p> <p>「災害・被ばく医療科学」分野においては、通常の救急医療・救命活動に加え、放射線・放射性物質が関与した状況において、各専門家と連携しながら適切な判断と対応ができる人材、放射線による健康影響等に関する住民への説明や心のケアにも対応できる人材が求められている。</p> <p>長崎大学と本学は、原子力規制委員会より、「原子力災害・総合支援センター」と「高度被ばく医療支援センター」の指定を受けており（わが国では4大学のみが指定されている）、それらの機能をフルに活用して放射線被ばくの形態、放射性物質の同定、被ばく線量の推定、除染、放射線防護、などの基礎知識に関する教育を行うほか、上記センターの中核を担う専門家の人材育成にもあたっている。また、学生の能力を向上させるため、各大学の強みを活かした幅広い科目構成を適用しており、本籍を置く大学での単位取得のみならず、相手大学から10単位以上を単位取得することを修了要件としている。</p> <p>これらに加え、災害・被ばく医療科学の分野で世界の中心的な役割を担う世界保健機関（WHO）、原子力の専門家集団である国際原子力機関（IAEA）、国際放射線防護委員会（ICRP）などから専門家を招聘して世界最先端の災害・被ばく医療科学の教育を行っている。</p> <p>なお、講義については学生が社会人中心であることや長崎大学と連携する関係上、オンライン講義を中心としつつ、現場を直接体験できるように現地実習を組み込む等工夫をこらした授業編成としており、学生からも好評を得ている。</p> <p>2) 取組みの成果及び期待される効果</p> <p>2017年度からの学位取得者は、本学で40人となった。その多くは、保健師・看護師・消防士・行政職員等の職業を有する者であり、災害・被ばく医療科学分野の幅広い知識をそれぞれの職場で共有し、緊急時対応とその後の復興へ向けた体制整備の備えとなることが期待できる。また大学院生活を通じて構築した多様な職種や地域の連携、人的ネットワークによる相互支援も期待できることから、「災害・被ばく医療科学」分野の国内全域における対応力強化につながると期待している。</p>
<b>自己評価</b>	<p>本学の学位取得者40名のうち、修了時点で延べ24名が県内に在住し勤務している。東京電力福島第一原子力発電所事故後の廃炉作業が現在も行われている本県において、危機対応のための体制整備が多様な背景を有する人材育成をもって図られていることは県民を始め国内の安心・安全につながるものと考えられる。</p> <p>今後も継続した人材育成を長崎大学と共同して進めていくことで、本学がより世界に貢献できる大学となっていくものと考えている。</p>
<b>関連資料</b>	① <a href="#">共同専攻 HP</a> ②学位取得者名簿 ③ <a href="#">原子力規制委員会 HP</a> ④アンケート結果



認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和6年5月1日現在)

事項		記入欄										備考							
大学の名称		福島県立医科大学																	
学校本部の所在地																			
教育研究組織	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地								備考								
	医学部医学科 看護学部看護学科 保健科学部理学療法学科 保健科学部作業療法学科 保健科学部診療放射線科学科 保健科学部臨床検査学科	1952年4月1日 1998年4月1日 2021年4月1日 2021年4月1日 2021年4月1日 2021年4月1日	福島県福島市光が丘1番地(光が丘キャンパス) 福島県福島市光が丘1番地(光が丘キャンパス) 福島県福島市栄町10番6号(福島駅前キャンパス) 福島県福島市栄町10番6号(福島駅前キャンパス) 福島県福島市栄町10番6号(福島駅前キャンパス) 福島県福島市栄町10番6号(福島駅前キャンパス)																
	大学院課程	開設年月日	所在地								備考								
	医学研究科医学専攻(博士課程) 医学研究科医科学専攻(修士課程) 災害・被ばく医療科学共同専攻(修士課程) 看護学研究科博士前期課程看護学専攻 看護学研究科博士後期課程	1961年4月29日 2008年4月1日 2016年4月1日 2002年4月1日 2022年4月1日	福島県福島市光が丘1番地(光が丘キャンパス) 福島県福島市光が丘1番地(光が丘キャンパス) 福島県福島市光が丘1番地(光が丘キャンパス) 福島県福島市光が丘1番地(光が丘キャンパス) 福島県福島市光が丘1番地(光が丘キャンパス)																
	専門職学位課程	開設年月日	所在地								備考								
別科等	開設年月日	所在地								備考									
総合科学教育研究センター 別科助産学専攻科 福島県立医科大学附属病院 福島県立医科大学会津医療センター	2023年4月1日 2023年4月1日 1951年4月1日 2013年5月12日	福島県福島市光が丘1番地(光が丘キャンパス) 福島県福島市栄町10番6号(福島駅前キャンパス) 福島県福島市光が丘1番地 福島県会津若松市河東町谷沢字前田21番地2																	
学生募集停止中の学部・研究科等 <input type="checkbox"/> 学部 <input type="checkbox"/> 学科 (年度学生募集停止、在学生数 人)																			
教育研究組織	学部・学科等の名称	専任教員等										非常勤教員 専任教員一人あたりの在籍学生数	備考						
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手										
	医学部医学科	56人	36人	53人	117人	262人	150人	30人	142人	201人	3.1人	各学部・各学科の非常勤教員数には、教養科目・外国語科目を担当する非常勤教員を含む。							
	看護学部看護学科	9人	8人	10人	10人	37人	12人	6人	3人	20人	9.2人								
	保健科学部理学療法学科	5人	3人	2人	5人	15人	8人	5人	0人	84人	10.6人								
	保健科学部作業療法学科	4人	2人	4人	5人	15人	8人	4人	0人	88人	10.5人								
	保健科学部診療放射線科学科	5人	3人	3人	4人	15人	7人	5人	1人	46人	6.7人								
	保健科学部臨床検査学科	5人	3人	2人	5人	15人	8人	5人	0人	91人	10.6人								
	その他の組織等 (総合科学教育研究センター)	12人	8人	6人	0人	26人	-	-	0人	0人	-	-							
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)	-	-	-	-	-	26人	13人	-	-	-	-							
計	84人	55人	74人	146人	359人	219人	68人	146人	530人	-	-								
教育研究組織	学部・学科等の名称	専任教員等										非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考					
		教授	准教授	講師	助教	計	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数				基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数
	〇〇学部〇〇学科	人	人	人	人	人	-	-	-	-	-	人	人	-	-	-	人	人	人
	△△課程	人	人	人	人	人	-	-	-	-	-	人	人	-	-	-	人	人	人
	〇〇学部〇〇専門職学位課程 (大学全体の収容定員に応じた教員数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人	人	-	-	-	-	-	-
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
教育研究組織	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員										助手	非常勤教員	備考					
		研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計										
	医学研究科医学専攻(博士課程)	72人	66人	147人	219人	30人	20人	30人	60人	0人	0人								
	医学研究科医科学専攻(修士課程)	19人	18人	68人	87人	6人	4人	6人	12人	0人	0人								
	医学研究科災害・被ばく医療科学共同専攻(修士課程)	8人	8人	10人	18人	6人	4人	6人	12人	0人	0人								
	看護学研究科博士前期課程	13人	8人	13人	26人	6人	4人	6人	12人	0人	0人								
看護学研究科博士後期課程	8人	7人	5人	13人	6人	4人	6人	12人	0人	0人									
計	120人	107人	243人	363人	54人	36人	54人	108人	0人	0人									
教育研究組織	研究科・専攻等の名称	専任教員										助手	非常勤教員	備考					
		専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数										
	□□研究科□□専攻 法務研究科法務専攻	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人				
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人						

施設・設備等	区分	基準面積		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計	備考
		校舎敷地面積	運動場用地	校地面積計	その他	校舎面積計	その他	校舎面積計	その他		
校地等	校舎敷地面積	-	-	137,446 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	137,446 m <sup>2</sup>	
	運動場用地	-	-	33,497 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	33,497 m <sup>2</sup>	
	校地面積計	86,135 m <sup>2</sup>	-	170,943 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	170,943 m <sup>2</sup>	
	その他	-	-	287,741 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	287,741 m <sup>2</sup>	
校舎	区分	基準面積		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計	
	校舎面積計	22,140 m <sup>2</sup>	-	86,491 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	86,491 m <sup>2</sup>	
教員研究室等	学部・研究科等の名称	室数									
	医学部 他	64 室									
	保健科学部理学療法学科	12 室									
	保険科学部作業療法学科	12 室									
	保健科学部診療放射線科学科	13 室									
	保健科学部臨床検査学科	12 室									
教室等施設	区分	講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習施設	語学学習施設					
	光が丘キャンパス教室等施設	35 室	11 室	5 室	0 室	0 室					
	福島駅前キャンパス教室等施設	11 室	0 室	32 室	2 室	0 室					
図書館等	図書館等の名称	面積	閲覧座席数								
	附属学術情報センター	3,400 m <sup>2</sup>	238 席								
	福島駅前キャンパス図書館	794 m <sup>2</sup>	121 席								
	サテライトキャンパス	- m <sup>2</sup>	- 席								
図書資料等	図書館等の名称	図書[うち外国書]	学術雑誌[うち外国書]	電子ジャーナル[うち国外]							
	附属学術情報センター	232,373 [ 94,404 ] 冊	15,785 [ 9,629 ] 種	8,152 [ 6,602 ] 種							
	福島駅前キャンパス図書館	10,493 [ 1,694 ] 冊	63 [ 1 ] 種	- [ - ] 種							
	サテライトキャンパス	- [ - ] 冊	- [ - ] 種	- [ - ] 種							
	計	242,866 [ 96,098 ] 冊	15,848 [ 9,630 ] 種	8,152 [ 6,602 ] 種							
体育館	面積										
	光が丘キャンパス	4,554 m <sup>2</sup>									
		- m <sup>2</sup>									

[注]

- 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 教育研究組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」にそのことがわかるよう記載するとともに、備考欄に、①連携する学部や研究科、②どの学部や研究科から何名の教員が当該課程に所属しているか、を明記してください。
- 教育研究組織の欄に、専門職学科（大学設置基準第10章）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。
- 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 教員組織の欄には、教育研究組織の欄に記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。その際、専門職学科等を設置していない場合は「学士課程」、専門職学科等を設置している場合は「学士課程（専門職学科等含む）」の欄を使用してください。
- 上記4に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。  
なお、その場合は、「基準数」及び「うち教授数」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 教員組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）に関する記載をする際には、「学士課程」または「学士課程（専門職学科等含む）」の「備考欄」に学部等連携課程としての専任教員数や所属組織等を記入してください。
- 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
  - 大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
  - 大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
  - 大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
  - 「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 「うち実務家専任教員数」の欄については、大学設置基準第42条の6及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）の教員数、「うちみなし専任教員数」の欄については、学士課程（専門職学科等含む）においては1年につき6単位以上、専門職学位課程においては1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「〇〇学部〇〇専門職学科」以外の学科・課程においては、「うち実務家教員数」、「うち2項該当数」、「うちみなし専任教員数」の欄は「—」としてください。
- 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家専任教員数を「備考欄」に記入してください。  
実務家専任教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家専任教員の数に（ ）で添えて記入してください。  
なお、ここにいう「実務家専任教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数／本表の専任教員数計により、算出してください。
- 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設面積としてください。
- 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入しない教員の実験室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。



認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式2(令和6年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	入学定員に対する平均比率	備考
医学部	医学科	志願者数	419	612	580	751	697	100%	
		合格者数	130	130	130	130	130		
		入学者数(A)	130	130	130	130	130		
		入学定員(B)	130	130	130	130	130		
		入学定員充足率(A/B)	100%	100%	100%	100%	100%		
		在籍学生数(C)	794	799	799	804	803		
		収容定員(D)	780	780	780	780	780		
取容定員充足率(C/D)	102%	102%	102%	103%	103%				
看護学部	看護学科	志願者数	318	302	314	331	246	100%	
		合格者数	84	84	84	84	84		
		入学者数(E)	84	84	84	84	84		
		入学定員(F)	84	84	84	84	84		
		入学定員充足率(E/F)	100%	100%	100%	100%	100%		
		在籍学生数(G)	341	339	338	336	339		
		収容定員(H)	348	348	348	348	348		
取容定員充足率(G/H)	98%	97%	97%	97%	97%				
保健科学部	理学療法学科	志願者数		79	88	65	81	100%	保健科学部は2021年度に設置、2024年度に完成
		合格者数		40	40	40	40		
		入学者数(E)		40	40	40	40		
		入学定員(F)		40	40	40	40		
		入学定員充足率(E/F)		100%	100%	100%	100%		
		在籍学生数(G)		40	80	120	159		
		収容定員(H)		40	80	120	160		
	取容定員充足率(G/H)		100%	100%	100%	99%			
	作業療法学科	志願者数		59	71	79	57	99%	
		合格者数		40	40	40	40		
		入学者数(E)		38	40	40	40		
		入学定員(F)		40	40	40	40		
		入学定員充足率(E/F)		95%	100%	100%	100%		
		在籍学生数(G)		38	78	117	157		
		収容定員(H)		40	80	120	160		
	取容定員充足率(G/H)		95%	98%	98%	98%			
	診療放射線科学科	志願者数		144	54	109	89	100%	
		合格者数		25	25	25	25		
		入学者数(E)		25	25	25	25		
		入学定員(F)		25	25	25	25		
入学定員充足率(E/F)			100%	100%	100%	100%			
在籍学生数(G)			25	50	75	100			
収容定員(H)			25	50	75	100			
取容定員充足率(G/H)		100%	100%	100%	100%				
臨床検査学科	志願者数		134	81	186	98	100%		
	合格者数		40	40	40	40			
	入学者数(E)		40	40	40	40			
	入学定員(F)		40	40	40	40			
	入学定員充足率(E/F)		100%	100%	100%	100%			
	在籍学生数(G)		40	80	120	159			
	収容定員(H)		40	80	120	160			
取容定員充足率(G/H)		100%	100%	100%	99%				
学部合計	志願者数		737	1,330	1,188	1,521	1,268	100%	
	合格者数		214	359	359	359	359		
	入学者数(I)		214	357	359	359	359		
	入学定員(J)		214	359	359	359	359		
	入学定員充足率(I/J)		100%	99%	100%	100%	100%		
	在籍学生数(K)		1,135	1,281	1,425	1,572	1,717		
	収容定員(L)		1,128	1,273	1,418	1,563	1,708		
	取容定員充足率(K/L)		101%	101%	100%	101%	101%		

研究科名	専攻名	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	入学定員に対する平均比率	備考
医学研究科	(医学専攻)	志願者数	50	60	35	43	28	95%	
		合格者数	48	56	29	38	25		
		入学者数(A)	48	57	32	39	24		
		入学定員(B)	37	37	37	60	60		
		入学定員充足率(A/B)	130%	154%	86%	65%	40%		
		在籍学生数(C)	227	234	219	223	222		
		収容定員(D)	148	148	148	171	194		
	収容定員充足率(C/D)	153%	158%	148%	130%	114%	54%		
	志願者数	6	6	7	6	2			
	合格者数	6	6	7	6	2			
	入学者数(E)	6	6	7	6	2			
	入学定員(F)	10	10	10	10	10			
	入学定員充足率(E/F)	60%	60%	70%	60%	20%			
	在籍学生数(G)	15	13	15	13	7			
	収容定員(H)	20	20	20	20	20			
	収容定員充足率(G/H)	75%	65%	75%	65%	35%	54%		
	志願者数	8	7	5	7	1			
	合格者数	8	7	5	7	1			
	入学者数(E)	8	6	5	7	1			
	入学定員(F)	10	10	10	10	10			
	入学定員充足率(E/F)	80%	60%	50%	70%	10%			
在籍学生数(G)	16	17	15	18	10				
収容定員(H)	20	20	20	20	20				
収容定員充足率(G/H)	80%	85%	75%	90%	50%	64%			
志願者数	8	9	4	8	15				
合格者数	8	8	4	8	12				
入学者数(E)	8	8	4	7	11				
入学定員(F)	10	10	10	15	15				
入学定員充足率(E/F)	80%	80%	40%	47%	73%				
在籍学生数(G)	21	25	20	20	23				
収容定員(H)	20	20	20	25	30				
収容定員充足率(G/H)	105%	125%	100%	80%	77%	83%			
志願者数			3	1	2				
合格者数			3	1	2				
入学者数(E)			2	1	2				
入学定員(F)			2	2	2				
入学定員充足率(E/F)			100%	50%	100%				
在籍学生数(G)			2	3	5				
収容定員(H)			2	4	6				
収容定員充足率(G/H)			100%	75%	83%	79%			
志願者数	72	82	54	65	48				
合格者数	70	77	48	60	42				
入学者数(I)	70	77	50	60	40				
入学定員(J)	67	67	69	97	97				
入学定員充足率(I/J)	104%	115%	72%	62%	41%				
在籍学生数(K)	279	289	271	277	267				
収容定員(L)	208	208	210	240	270				
収容定員充足率(K/L)	134%	139%	129%	115%	99%				

<編入学>

学部名	学科名	項目	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	備考
○○学部	○○学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
		入学者数(4年次)						
		入学定員(4年次)						
		入学者数(2年次)						
	××学科	入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
		入学者数(4年次)						
		入学定員(4年次)						
		入学者数(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	
○○学部合計	入学者数(3年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(3年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(4年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(4年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(4年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(4年次)	0	0	0	0	0		

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科(課程)、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。  
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表(<編入学>の表ではない方)の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 10 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。